

令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和元年9月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 1時 3分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 議案第 5 5 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- 報告第 3 号 平成 3 0 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 議案第 6 2 号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 4 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第 6 5 号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 1 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 2 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 3 号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 4 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 7 5 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 6 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 7 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について {新小林住宅建築工事（2 工区）の請負契約の締結}

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

1年前の今頃とは異なり、大きな災害もなく、比較的穏やかな日々の中で長月を迎えました。残暑が厳しいとはいえ、少しずつではありますが、感じる秋の気配に、何事もなく、当たり前のように移ろう季節に、町民挙って感謝したいと思います。

本日の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、名部病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席したい旨の申し出がありましたので、ここで御報告いたします。

それでは直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番小塚郁夫君と、5番石井信行君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月3日から17日までの15日間といたしたく思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3日から17日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。山野町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。8月に発生した台風10号につきましては、中国地方へ上陸し、沿岸部の自治体を中心に避難勧告や避難準備情報が出され、全国的にも暴風や大雨による被害が発生いたしました。

当町におきましては、避難準備情報の発令や避難所開設などの対応をし、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、全国各地でこれまでに経験をしたことのないような、記録的な雨が降るなど異常気象が続いております。

町民の皆様におかれましては、日頃から防災に対して、自分の命、大切な人の命を守るための行動を考え、地域の共助を中心としたコミュニティー防災の活動強化に努めていただきますよう、よろしくお

願いをいたします。

さて、明るい話題といたしまして、矢掛高等学校軟式野球部が、全国大会でベスト8に入る快挙を果たしました。矢掛高校の名前を全国に発信でき、また、選手の全力プレーは、矢掛から応援に駆け付けてくださった、たくさんの方々に感動を与えてくれたと思っております。

茨城国体の高校野球・軟式の部への出場も決定し、さらなる選手の活躍に期待をしております。また、国内・海外の動きを見てみますと、韓国大統領府が、日韓で防衛秘密を共有する、軍事情報包括保護協定を破棄することを決め、また、日本政府は、輸出手続きで優遇対象とするホワイト国から韓国を除外するなど、日韓関係が悪化の一途をたどる中、アメリカと中国との貿易摩擦もエスカレートしており、それ以外にも、消費税の引き上げや年金などの社会保障の見直しなど、政府としての問題が山積している状況でございます。今後の動向には、十分注視しなければならないと思っております。

そして、本町におきましては、今年度も5か月が経過した段階で、県、町の災害事業を含めた全体事業は、今のところ、ほぼ順調に進んでいる状況であります。国の政治状況、また、県政におきましても、アンテナを高くして、できるだけ多くの情報を収集し分析しながら、今後に向けスクラムを組んで、適切に対応していかなければならないと考えております。

どうか、議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で御協力いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、今定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について1件、平成30年度一般会計ほか、特別会計及び企業会計の決算認定について6件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件、条例の制定、一部改正及び廃止について12件、過疎計画の変更について1件、一般会計ほか、補正予算について3件、工事請負契約の締結について1件の計25件であります。

どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第1号、秋の交通安全県民運動の実施についてでございます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧をいただきたいと存じますが、毎年行われております、秋の交通安全県民運動が、今月21日の土曜日から、30日の月曜日までの10日間、“思いやりゆとりは無事故へつづく道”をスローガンに、県下一斉に行われます。

岡山県の重点目標としては、スピードダウンの励行、横断歩行者の保護となっております。

矢掛町では、秋の交通安全県民運動の行事といたしまして、交通安全推進大会を実施するとともに、警察署や交通指導員等と協力しながら、交通事故ゼロを目指し、さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいります。町民の皆様には、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという、強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思っております。

どうか、議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で、引き続き、交通事故ゼロを目指し、御協力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

報告第2号、やかげ郷土美術館特別展、秋山章の世界展の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧をいただきたいと存じますが、美術館では、10月12日から11月10日まで、特別展、本手描友禅秋山章の世界展を開催いたします。

今回の特別展は、高級婚礼衣装、友禅作家として有名な秋山章先生の作品展で、伝統技法を駆使した豪華絢爛な本手描友禅の第一人者として、芸能界やスポーツ界で活躍する有名人が婚礼衣装として着用しております。

今回は、卒寿記念として、この道一筋70年もの長きに渡る婚礼衣装作品の中から、選りすぐりの代表作を初公開いたします。

観覧料は、一般800円、高校生・大学生500円、小学生・中学生300円となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘い合わせの上、この機会に素晴らしい作品の数々を御高覧いただきますよう、御案内を申し上げます。

報告第3号、時を奏でるヴィルトゥオーゾの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来る、10月20日、日曜日午後2時から、やかげ文化センターホールにおきまして、時を奏でるヴィルトゥオーゾを開催いたします。

内容といたしましては、元ウィーンフィル首席チェロ奏者バルトロメイ氏の演奏を、ピアニストの松本和将氏の伴奏でお聴きいただきます。

さらに、矢掛町出身の尺八奏者の水川寿也氏と、お箏奏者の大畠菜穂子氏とのコラボなど、和洋の世界を御堪能いただきます。チケット料金は、全席自由で、一般3,000円、高校生以下1,500円となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、今回の素晴らしい音楽会に、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくださいますよう、御案内申し上げます。

報告第4号、敬老会の開催について、御報告申し上げます。

毎年開催いたしております敬老会を、今年度は、10月23日水曜日、午前9時30分から、昨年度と同じ、やかげ文化センターで開催いたします。

当日の余興といたしまして、今年は、保育園と幼稚園の園児によります歌、桂米裕さんによる落語、ビックリツカサさんによるマジックを予定しております。

議員の皆様には、後日、御案内申し上げることにしておりますので、お繰り合わせのうえ、御臨席くださいますよう、よろしく願いいたします。

報告第5号、西部航空音楽隊秋色コンサート in やかげの開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが、来る10月27日、日曜日午後2時から、やかげ文化センターホールにおきまして、西部航空音楽隊秋色コンサート in やかげ、を開催いたします。

内容といたしましては、航空自衛隊 西部航空音楽隊の演奏をお聴きいただきます。県内では初めての航空音楽隊の演奏会で、プログラムの内容も、皆様よく御存じの曲名が組み込まれています。

レベルの高い吹奏楽の演奏をぜひ御堪能ください。入場料は無料となっております。

町民、また、議員の皆様におかれましても、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくださいますよう、御案内を申し上げます。

報告第6号、生涯学習のつどい及び矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について、御報告申し上げます。

来る、11月2日土曜日から、4日月曜日までの3日間、やかげ文化センターで、生涯学習のつどい

を開催をいたします。

2日の午前には、社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰、小・中学生による、明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰、矢掛町協働のまちづくり表彰式などを行い、午後には、新一万円札の顔となる渋沢栄一氏の孫、鮫島純子氏をお迎えし、“身に起こることのすべてが学びの種～にながあってもありがとう～”と題して講演会を行います。

3日の午後には、町内の活動団体により、舞台発表を行います。4日の午後には、女性デュオ、すかんぼと福田翔さんにより、なかよしコンサートを開催し、親子で一緒に歌をうたうなど、楽しいステージをお届けします。

また、文化センターロビーでは、10月29日から11月10日まで各地区公民館の作品展示や町並み写生大会の作品展示を行います。

町民、また、議員の皆様におかれましては、御家族、御友人をお誘い合わせの上、お越しくささいませう、御案内申し上げます。

報告第7号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の日本版DMO候補法人の登録について、御報告申し上げます。

令和元年8月7日付けで、観光庁長官が一般財団法人矢掛町観光交流推進機構を日本版DMO候補法人として登録しました。

すなわち、日本版DMOの候補となり得る法人として、観光庁の登録を受けたものであります。なお、現在、日本版DMO候補法人の登録件数は116件で、観光庁のホームページにも掲載されております。

今後、矢掛町観光交流推進機構は、日本版DMOの登録を目指していくこととなります。日本版DMOに登録されますと、内閣府の地方創生推進交付金による支援の対象となり得ることに加え、観光庁をはじめとする各省庁で構成される、日本版DMOを核とする観光地域づくりに対する関係省庁チームを通じて重点的支援を受けられることとなります。

議員の皆様には、今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、報告7件でございました。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。次に議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許に配付の一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、議員各自御検討をお願いいたします。

更に、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配布表のとおり配付しておりますので御覧ください。併せて、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第55号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第4、議案第55号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4、議案第55号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の檜崎裕志氏が、令和元年9月30日をもって、任期が満了いたします。引き続き、檜崎裕志氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております「資料番号1」を御覧いただきたいと存じますが、檜崎裕志氏は、平成24年10月から、本町の教育委員として在職いただき、学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり、引き続きお願いするものでございます。任期につきましては、本年10月1日から、4年でございます。

なお、教育委員は現在、小川雅史氏、岩崎恭子氏、渡邊章子氏とこのたび改選されます檜崎氏の計4名でございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第55号は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第55号、教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

- 日程第5 議案第56号 平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第57号 平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第58号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第59号 平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第60号 平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
議案第61号 平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
報告第3号 平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
議案第62号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第63号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第64号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
議案第65号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について

- 議案第 6 6 号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 1 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 2 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 3 号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 4 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 7 5 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 6 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 7 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について {新小林住宅建築工事（2 工区）の請負契約の締結}

○議長（花川大志君） 日程第 5、議案第 5 6 号から報告第 3 号を含め、議案第 7 8 号までを、一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。山野町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第 5 6 号から議案第 6 1 号までの、平成 3 0 年度各会計の決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定、企業会計につきましては、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づきまして、また、井笠地区農業共済事務組合の決算を含め、この議会に認定をお願いするものでございます。

なお、決算書と併せまして、法令に基づきます、「主要な施策の成果に関する説明書」と「監査委員の意見書」を提出いたしておりますので、御認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させますが、私の方から、多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第 5 6 号、平成 3 0 年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、平成 3 0 年度の地方財政につきましては、引き続き公債費及び社会保障費の増傾向が続いていく中、大幅に地方財源が不足し、構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら、本町では、めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について、職員共々創意工夫をしながら、積極的に財源探しをする中で、体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

その上に、本町を襲った平成 3 0 年 7 月豪雨による甚大な被害に対応するため、被災者支援と災害復旧を中心に、最大限注力したところでございます。

主な内容といたしまして、被災者支援では、災害見舞金などの支給、被災住宅に係る応急修理補助、

農業者向けの経営体育成支援事業をはじめ、被災者の生活再建を支援すべく多様な事業を実施してまいりました。

災害復旧といたしましては、町内各地の農業用施設や道路・橋りょうをはじめ、中川小学校・保育園・公民館といった施設の早期復旧に取り組みました。

一方で、これまでの、やさしさにあふれかいてきてげんきなまちの実現と、人口増に向けた取り組みも進めてまいりました。

ハード面では、東川面本堀線や原ヶ市橋・台橋などの道路・橋りょう改良をはじめ、移住・定住施策として、新小林住宅の建て替えなどの施設整備のほか、生活環境基盤整備として、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置補助などにも、積極的に取り組んでまいりました。

また、ソフト面では、子育て支援の強化として、保育料の無償化を国に先がけて実施したのをはじめ、観光施策としては、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の設立準備や、旅行者向けのプロモーション動画の制作やインバウンド推進事業、おもてなし規格認証取得支援事業などを行いました。

そして、引き続き、自治協議会活動補助、地域福祉バスの運行、定住促進助成、妊産婦への医療費助成、結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところでございます。

そのほか、介護予防、高齢者等見守りなど的高齢者福祉施策をはじめ、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など、住民生活に密着した各種施策に取り組みました。

その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額101億3,980万8,000円、歳出総額95億3,628万3,000円、差し引き6億352万5,000円となり、昨年度に比べ歳入総額が7.1パーセント、歳出総額が5.3パーセントの増となっております。

そして、繰越明許費の財源9,662万2,000円を次年度に繰り越し、実質収支5億690万3,000円の黒字決算となりました。

そのうち、法令等に従いまして、財政調整基金へ2億5,400万円を積み立てております。特別会計につきましても、概ね順調な決算となっております。

計数的な説明につきましては、会計管理者、財政状況につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第57号、平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、平成30年度の病院事業の主な取り組みといたしましては、救急医療体制の維持、病床稼働率の向上に努めました。

こうした中で、平成30年度の決算状況につきましては、年間延患者数は、入院・外来を合わせまして延べ8万3,900人の御利用をいただきました。

収益的収支は、特別損失を含めた純利益で、2,779万円を計上いたしております。

次に、資本的収支では、企業債のほか、一般会計からの出資金を財源に、より良い医療の提供のため、医療機器の更新と施設整備を行いました。

以上、30年度の経営状況につきましては、純利益計上となっておりますが、常に健全な経営を念頭に、運営いたしておるところでございます。

今後も、町民の安心と信頼の病院運営を進めてまいる所存でございますので、格別の御支援をお願いいたします。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第58号、平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが、平成30年度の介護老人保健施設事業の主な取り組みといたしましては、利用者の確保に努め、平成30年7月豪雨災害発生時には、福祉避難所の開設・運営を行い、要援護者の受け入れを行いました。

こうした中で、平成30年度の決算状況につきましては、年間の延べ利用者数は、入所・通所を合わせまして、前年度より1,113人多い2万2,572人の御利用をいただきました。

収益的収支では、特別利益を含めた純利益として1,320万円を計上いたしております。

次に、資本的収支では、補助金や企業債を財源に、より良いサービスを提供するため、施設改修などの環境整備を行っております。

以上、決算状況につきましては、30年度も純利益を計上することができましたが、今後も施設の役割を十分認識する中で、事業の一層の充実と効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第59号、平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、平成30年度の水道事業の主な取組みといたしましては、安全で安心な水の供給継続のための老朽施設更新事業、災害復旧事業の早期完了に努めました。

こうした中で、平成30年度の決算状況につきましては、給水戸数5,457戸、給水人口1万4,187人、年間給水量は、140万5,565トンで、前年度と比べまして1,063トンの減少となりました。

収益的収支は、特別損失を含めた純利益で2,256万円を計上しております。

次に、資本的収支では、工事負担金、国庫補助金、企業債などを財源に、老朽施設の更新事業、施設災害復旧事業を実施しました。

以上、30年度の決算状況につきましては、純利益を計上することができましたが、水道事業には継続的な施設の更新や、給水量の減少による料金収入の減少など、多くの課題があり、今後さらに経費の節減を図り、経営の健全化に向けて努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第60号、平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが、平成30年度の下水道事業の主な取組みといたしましては、事業の効率化を目的とした農業集落排水施設の公共下水道への統合事業、下水道施設長寿命化事業、また、災害復旧事業の早期実施に努めました。こうした中で、平成30年度の決算状況につきましては、接続戸数3,687戸、水洗化人口1万92人、年間有収水量は、108万9,548トンで、前年度と比べまして4.3パーセントの増加となりました。

収益的収支は、災害発生に伴う特別損失を含めた純損失として、3,824万円を計上しております。

次に、資本的収支では、工事負担金、国庫補助金、企業債などを財源に、老朽施設の更新事業、施設災害復旧事業を実施をいたしております。

以上、30年度の決算状況につきましては、平成30年7月豪雨災害に伴う特別損失の計上により、純損失を計上することとなりましたが、長期的・安定的な経営を目指し、事業の一層の充実と効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第61号、平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定についてでございますが、岡山県内の農業共済団体が一つの組合になり、平成31年4月に、岡山県農業共済組合が設立されました。そのため、井笠地区農業共済事務組合が解散したことに伴いまして、平成30年度

の当組合の決算につきましては、事務組合を構成してる3市2町の議会で、決算の認定をお願いするものでございます。

平成30年度の農業共済事業は、農家の高齢化や離農により、加入戸数が減少しておりますが、平成30年10月から新たな事業といたしまして、対象品目にとらわれず、青色申告者を対象とした、農業収入を補てんする、収入保険制度の加入申請が始まっております。井笠管内では15の経営体が加入しております。

被害につきましては、農作物共済等におきまして、イノシシ等による鳥獣害等の被害のほか、昨年7月の西日本豪雨災害により、収穫皆無の被害が発生しており、この収穫皆無の被害につきましては、国の指導もあり、早期の共済金の支払いを行っております。このようなことから、当年度の決算による純利益は、69万円を計上いたしております。この純利益は、余剰金計算により、共済勘定ごとに、災害等の支払い財源として積み立てることになります。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告第3号、平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、提案理由を御説明を申し上げます。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。矢掛町の、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも、財政状態の危険度の基準である早期健全化基準・財政再生基準を、はるかに下回っており財政状態は健全であります。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第62号から議案第73号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。議案第62号、議案第63号並びに議案第65号から議案第72号までにつきましては、条例の一部改正に関するものであり、議案第64号につきましては条例の制定、議案第73号につきましては条例の廃止に関するものでございます。

いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第62号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の条例改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、住民基本台帳に旧氏の記載を求めることができるようになり、それに伴いまして、印鑑の登録についても、旧氏で行えるように改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第63号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、令和元年6月17日に、一般社団法人矢掛町畜産公社が解散したことに伴いまして、派遣先団体から削除するものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第64号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてでございますが、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって、それぞれの任用・勤務条件に関する取扱いとなっておりました現在の嘱託・臨時職員の雇用に対し、地方公務員法及び地方自治法の改正によ

り、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化、一般職の会計年度任用職員制度の創設、会計年度任用職員に対する給付の規定の主に3つが規定され、矢掛町におきましても、会計年度任用職員の給与その他の支給に関し、必要な事項を条例で定めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第65号、矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員の服務規律、休暇等を整備するため、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第66号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴いまして、特例適用の期間を過疎地域自立促進特例措置法に規定される期間に改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第67号、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、国が定める規則、重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則が改正されたことに伴いまして、本条例における関連用語の表記を変える必要があり、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第68号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の条例改正は、国の幼児教育無償化に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴う改正でございます。

内容といたしましては、食事の提供に要する費用の取扱いに関するもののほか、特定地域型保育事業の連携施設に関する基準の緩和や認可外施設や一時預かり事業等で、施設等利用給付を行うための確認の条件を定めるものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第69号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正する条例制定についてでございますが、今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うものでございます。

内容といたしましては、支払猶予及び報告、審議会等の合議制の機関の設置についての規定が新たに設けられたことに伴う改正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第70号、矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する、条例制定についてでございますが、現在、官民連携無電柱化支援事業といたしまして、平成29年度から3年間で、町道市街地中央線及び元町線の無電柱化を推進しており、今年度埋設工事を着手する予定となっております。

このため、電線管理者の負担を軽減し、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、国と同様に無電柱化による地下埋設物の占用料減額規定を追記するものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第71号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、町内外の多くの方に御利用いただいている、総合運動公園の有料施設の一部につきまして、使用料を変更する必要が生じたので、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第72号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、改正内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の指定有効期間について、5年間の更新制が導入されたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第73号、矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定についてでございますが、今回の条例の廃止は、令和元年6月17日に、一般社団法人矢掛町畜産公社が解散したことに伴うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第74号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業につきましては、その財源として、後年度に借入額の7割が交付税措置される、過疎対策事業債を発行することができるものでございますが、この度、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第75号から議案第77号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各会計の補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第75号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は3億6,350万円の増額で、補正後の予算総額は、87億7,900万円となっております。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず、防災対策といたしまして、総務費では、鷺田排水ポンプの新設、元町排水ポンプ及び水門の改修などの浸水対策事業と、備蓄物資の追加を、また、農林水産業費では、防災重点ため池の選定調査に基づく、ため池の廃止工事と、ハザードマップの作成に係る経費を計上いたしております。

一方で、特殊詐欺被害の防止策として、不審電話への対応機能をもった電話機などの設置補助を行うほか、定住促進助成金の2,000万円の追加や、矢掛高校軟式野球部による全国大会出場への補助などを計上しております。

なお、基金費では、将来の財政負担を軽減するために、平成30年度に借入れた過疎対策事業債と辺地対策事業債の交付税措置されない分、すなわち、償還予定額のそれぞれ3割相当分と2割相当分を、減債基金に積み立てる措置を行っております。

これをもって、昨年度事業において借り入れた地方債につきましては、償還財源の積み立てにより、将来負担を心配する必要がない状態となっております。

詳細につきましては、総務企画課長及び課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第76号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、補正後の歳入歳出総額を、17億8,000万円にするものでございます。

主な内容といたしましては、歳出では、慢性腎臓病の重症化予防事業委託料と、前年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。歳入では、県支出金及び繰越金でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第77号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきまして、歳入歳出それぞれ1,450万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、19億6,700万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、平成30年度の決算に伴います、国・県・町及び支払基金の精算に係るものと、地域包括支援センター職員の人件費の組み替えに伴う補正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、新小林住宅建築工事（2工区）の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第56号から議案第78号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 提案理由の説明が終わりました。

次に各議案の説明を求めます。藤原会計管理者。

○会計管理者（藤原徳忠君） 〔議案第56号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議案説明の途中ですが、ここで15分程度の休憩を取りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。

なお、先ほど任命同意をいただきました、教育委員会 檜崎裕志委員さんが、御挨拶に来られますので、議員の皆さんはこの後、議員控室にお集まりくださいますよう、お願いいたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き議案説明を行います。

奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第56号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 稲田病院事務長。

○病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第57号について説明記載省略〕

- 議長（花川大志君） 丹下介護老人保健施設事務長。
- 介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第58号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 平井上下水道課長。
- 上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第59号・議案第60号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 妹尾産業観光課長。
- 産業観光課長（妹尾一正君） 〔議案第61号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 奥野総務企画課長。
- 総務企画課長（奥野隆俊君） 〔報告第3号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 稲田町民課長。
- 町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第62号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） お諮りいたします。議案説明の途中ですが、ここで少し早いのですが、ここでも昼食休憩を取りたいと思います。これに御異議ございませんか。御異議ありませんか。発言を求めます。いかがいたしますか。
- 〔発言あり〕
- 議長（花川大志君） 議員中から、このまま継続という声がありましたが、そのとおりでよろしいですか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（花川大志君） 異議なしと認めます。
- それでは、引き続き議案説明を行います。奥野総務企画課長。
- 総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第63号、議案第64号、議案第65号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 稲田町民課長。
- 町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第66号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 松嶋教育課長。
- 教育課長（松嶋良治君） 〔議案第67号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 小川町民課長。
- 保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第68号、議案第69号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 渡邊建設課長。
- 建設課長（渡邊孝一君） 〔議案第70号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 松嶋教育課長。
- 教育課長（松嶋良治君） 〔議案第71号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 平井上下水道課長。
- 上下水道課長（平井勝志君） 〔議案第72号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 妹尾産業観光課長。
- 産業観光課長（妹尾一正君） 〔議案第73号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 奥野総務企画課長。
- 総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第74号、議案第75号について説明記載省略〕
- 議長（花川大志君） 河上総務企画課長代理。
- 総務企画課長代理（河上昌弘君） 〔議案第75号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 稲田町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君） 〔議案第76号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 小川保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第77号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 奥野総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 〔議案第78号について説明記載省略〕

○議長（花川大志君） 以上、町長はじめ各担当課長から、本定例会に上程されました議案の提案理由並びに説明が終わりました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、皆さん、長時間お疲れさまでした。

午後1時3分 散会

令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和元年9月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午後 0時10分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 川 上 淳 司 | 出          | 8        | 土 田 正 雄   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 花 川 大 志   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産 業 観 光 課 長 | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 河 上 昌 弘 |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   | 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 8番, 5番, 2番, 7番, 3番, 9番



午前9時30分 開議

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き御苦労さまです。

昨日の夕刻から、岡山県北部では局地的大雨となり、新見市では災害対策本部が立ち上げられ、3,840世帯、8,400人に対し、避難勧告が発令されました。降雨による増水、河川氾濫など、新見市を始め、全国の短時間局地豪雨による被災者の皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番, 8番, 5番, 2番, 7番, 3番, 9番

○議長（花川大志君） 日程第1, 一般質問を行います。お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の質問者は7名の方々です。質問の順序は通告の順といたします。

では、まず1番, 田中輝夫君お願いします。田中君。

○1番（田中輝夫君） 議席1番, 田中でございます。

通告にしたがい質問させていただきます。ふるさと納税制度についての質問です。平成20年の税制改正において導入されたふるさと納税制度は、自分が応援したい自治体へ寄附をし、手続きをすれば、一部の金額を除いた金額が控除の対象となり、所得税や住民税が軽減できる制度で、更に各自治体で用意した返礼品を貰うことができる仕組みです。全国多くの自治体でもふるさと納税を財源として、教育、人づくり、健康福祉、観光振興、産業振興、災害復興などさまざまな事業の独自運用を実施しています。

先般、視察したある町では、町内に唯一ある県立高校が、長年定員割れしていたところ、ふるさと納税により、制服購入費、通学費の補助、給付型奨学金支援等を行なったところ定員割れが無くなったという事例も聞いております。

また、返礼品が地域の特産物や観光をPRする手段となれば、地域の特産物を直接購入したり観光に来て貰ったりというふうなこともつながります。本町においても実施していますが、ふるさと納税制度の現状について質問します。1点目、直近5か年の受入件数、納税額、送料含む還元率の推移はどうなっているのか。2点目、制度のPRなど、今迄どのような努力、取り組みをしているのか。3点目、新制度に移行したがその内容はどうか、また、本町はどのように対応するのか。担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 1番, 田中議員のふるさと納税の御質問に、お答えをさせていただきます。

1点目の最近5か年の実績でございますが、平成26年度から29年度までは、受け入れ件数は多少の増減はございますが、毎年度概ね70件から80件、納税額は約380万円から540万円で推移いたしております。

昨年、平成30年度につきましては、通常分に加えまして、災害に対する支援としてふるさと納税を使い多くの御寄附をいただき、1,943万円、災害支援分といたしましては1,294万円、一般分649万円で、577件の御寄附をいただいております。

ふるさと納税に対する返礼品の還元率でございますが、寄附額の3割以内としておりまして、2万円から5万円未満の寄附につきましては、6,000円相当の返礼品、5万円から10万円未満は1万5,000円

相当、10万円以上は3万円相当の返礼品として、矢掛町の特産品をお送りし、感謝の意を表しているところであります。

次に、ふるさと納税制度のPR等の取り組みの状況でございます。矢掛町を知って、関心を持っていただくことで、応援してやろうという感情が芽生えれば、ひいては、ふるさと納税につながる可能性は大きくなると言えます。周知方法として、町のホームページで仕組みや寄附金の使途等を説明いたしており、ふるさと納税の大手サイト、ふるさとチョイスに情報を掲載し、全国に向け情報発信をいたしております。

また、パンフレットを東京の県のアンテナショップとっとりおかやま館等にも配置して、また、首都圏、関西圏のイベント参加の折に配付するなど、周知に努めております。平成30年度には、クレジットカード払いを導入し、ふるさと納税をしやすいよう、支払方法の窓口を広げております。

また、昨年災害支援では、NPO法人との協力により、矢掛高校被災生徒の通学支援プロジェクトを展開し、ふるさとチョイスで募った寄附金を通学困難の生徒のための通学バス運行にも活用したところでございます。

次に、新制度の内容と町の対応でございます。本年6月から新制度がスタートいたしました。ふるさと納税は創設されて以来、年々人気が集まるに伴い、返礼品を贈ることで、できるだけ多くの寄附を集めたいという自治体間の競争が激化し、返礼品にギフト券など換金性の高い商品、自治体とは関係のない家電製品などを用意するなどの自治体も増えてまいりまして、過度な返礼品競争は、応援したい自治体に寄附をするという本来の趣旨から外れる事例が増えてきたことから地方税法等の改正が行われております。

新制度では総務大臣が寄附金の募集を適正に実施する自治体をふるさと納税の対象として指定し、返礼品を送付する場合には返礼品の返礼割合を3割以内とすること、返礼品を地場産品とすることなどの条件を満たす必要があります。

ふるさと納税制度の理念は、“ふるさと納税で日本を元気に！”というもので、生まれ故郷や、かつて住んでいて縁がある地、あるいは応援したいまちに寄附をした場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税が控除される制度であります。

本町では、これをふるさと応援基金として蓄えつつ、寄附者のお気持ちに配慮し、有効に活用させていただいております。これまで、音楽などの文化振興事業や、学校支援本部事業、社会福祉協議会事業、文化センター事業、あるいは高齢者の健康づくり事業等に充当しており、今後もこのような方針で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） ふるさとチョイスに情報を掲載したり、首都圏、関西圏のイベント等でも周知に努めているというふうなことではありました。続きまして、同じ質問ですが、現在、本町では16種類の返礼品を用意しています。16種類では品揃えが少ないのではないかなというふうに思っております。町内で生産されている果樹、ブドウですとか、梨なんかも入れれば生産者も意欲向上にもつながるのではないかと思いますし、また、本町は観光に力を入れているのですから町内の宿泊券や食事券も返礼品に追加すれば、町外の観光客誘致につながるのではないかなというふうに思っています。返礼品の品数を増やす計画はないのか、再度、担当課長にお尋ねします。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 再質問にお答えします。

返礼品に果樹、宿泊券、食事券等を追加してはどうか、ということでございます。ふるさと納税の返礼品には、寄附への感謝の意味とともに、まちのPR、情報発信の効果や町内産品の消費拡大の効果が期待されております。

制度導入当初の返礼品は、水車の里の取扱品のみでございましたが、その後、JAの特別栽培米、きぬむすめ、矢掛町ブランドに認定された事業者で構成する矢掛町ブランド協議会による特産品セットを追加し、町内特産品の販売促進、PR等の振興も進めてきたところでございます。

ふるさと納税制度を活用して、地域ならではの返礼品を開発に力を入れることは、地域活性化や賑わいづくりへつながり、特に特産などのモノ消費型ばかりでなく、コト消費型、地域の観光資源を生かした体験や福祉の視点を取り入れたサービス型の返礼品も考えられます。

御提案の果樹、宿泊券、食事券等でございますが、返礼品の充実を通じた地域活性化の効果を考える上で参考にさせていただきます。返礼品の充実拡大を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 田中君。

○1番（田中輝夫君） 返礼品の充実拡大というふうなことで、宿泊券等も参考にするというふうなことですが、ぜひ、入れてもらいたいというふうに思っております。自治体が良いサービスを含めた特典を提供することによって、多くの寄附を集めることもできると思います。果樹を品目に入れば、農家の生産意欲にもつながりますし、宿泊券等を入れれば観光客の誘致にもつながるというふうに思っております。寄附を集めることだけが目的ではないんですが、地域が持続可能な形での投資として活用する、ふるさと納税に取り組んで貰いたいというふうに思っております。

県内の他市町村では、ふるさと納税による税の控除が一部、反映されていないというふうなことが新聞にも載っておりましたが、その点を十分注意して取り組んでもらいたいと思います。以上で、私の質問は終了です。

○議長（花川大志君） 次に、8番、土田正雄君をお願いします。土田君。

○8番（土田正雄君） 議席8番の土田でございます。今回は公共育成牧場周辺の環境整備について、そして、高齢者運転者の交通事故の防止対策についての2件について質問をさせていただきます。

まず、最初は、公共育成牧場周辺の環境についてお尋ねをいたします。この質問は、昨年12月議会でいりましたが、その後、宇角、西三成や東三成からも悪臭についての苦情を多く聞くようになっております。

以前は、おからや牛糞堆肥の臭いについての対策を求めてまいりましたが、おからや牛糞堆肥の臭いについては、処理を行ったにも関わらず悪臭が強くなっているように感じています。7月の末には、やかげ総合運動公園でも、夕方4時頃、牛舎からの臭気と思われる悪臭が漂ってまいりました。これは、牛舎からの悪臭が原因ではないかと思えます。

そこで、1点目は、宇角や西三成、東三成からの苦情の状況についてお尋ねをいたします。2点目は、牛糞の処理状況及び牛舎臭気対策についてお尋ねをします。

以上、2点についての回答を求めます。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長(妹尾一正君) 8番, 土田議員の公共育成牧場周辺の環境についての御質問について、産業観光課からお答えします。

12月議会でも申し上げましたが、家畜の排せつ物は、家畜排せつ物法、その他の関係法令に基づいて、畜産農家の責任において処理すべき内容でございます。

まず、第1点目の御質問、瀬戸内メープルファームからの臭気について、御説明します。12月議会で8番議員の一般質問でもお答えしました内容につきまして、その後の経過報告を、まず、いたします。事業者からの報告によりますと、おからにつきましては、今年3月末で処理が完了しております。

また、牛糞堆肥につきましては、昨年12月までに完了するとの計画でありましたが、今年8月末で概ね完了しており、今後の対策を講じているとの報告が事業者からありました。また、8月30日現在、牛の頭数は657頭とお聞きしております。議員、御指摘のとおり、それぞれの区域から、住民の皆様から、当該事業者の事業に起因すると思われる家畜排せつ物の臭い等のお問い合わせの電話がありました。なお、宇角地内からは頻繁に、矢掛地内、東三成地内からお問い合わせは数件ずつありましたが、最近増加傾向にございます。その際には、電話、FAX等により、その都度、苦情の内容を伝え、また、現地にも行き、当該事業者に対して何回も指導を行ってまいりました。併せて、事業者への事情聴取、調査、また、町の畜産公害及び環境関係の職員による現地調査も度々行いました。なお、その際には、岡山県の畜産公害並びに環境関係課にも同行していただき、法令に基づき強く指導していただいたところです。

次に、第2点目の御質問、牛糞の処理の状況及び牛舎の臭気対策について、御説明をいたします。牛糞の処理につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

また、新たな対策といたしまして、このたび、一般会計の補正予算にも計上させていただいておりますが、畜産環境の改善について、大規模畜産農家畜産環境整備支援等事業の実施に取り組みたいとの申し出がありました。この事業は、今年度までの時限措置である岡山県の補助事業で、当該事業費は税込で330万円、その内の3分の1を岡山県の補助金110万円を交付して欲しいという内容で、残りの3分の2は事業者の負担というものでございます。事業概要につきましては、防臭カーテンの設置、臭気を緩和する薬剤の購入と薬剤噴霧装置の導入、臭気の測定の実施とお聞きしております。

なお、この事業実施については、岡山県からも助言がいただけるものとお聞きしております。この事業の実施により、臭気の低減が図られるものとお聞きしております。以上でございます。

○議長(花川大志君) 土田君。

○8番(土田正雄君) この質問は、昨年12月議会の一般質問でも同じような質問をしております。牛糞堆肥については、8月末で処理が完了しておりますが、牛の頭数が昨年の12月に850頭、2月末には788頭、そして8月末では657頭、9か月で約200頭減っております。それにも関わらず臭気の苦情が増えているのは、なぜでしょうか。悪臭の発生源は牛舎にあるのではないかと思います。

また、12月議会で牛糞の処理について新たに導入したシステムで乾燥して焼却するのか、農地に散布するのか、調整中であるという回答がございました。しかし、計画どおりに進んでいるようには思えません。

そこで、2点について再度お尋ねいたします。1点目は、臭気については牛舎から発生しているように思えますが、岡山県の畜産公害並びに環境関係課と現地調査を行って法令に基づき強く指導しましたという回答が先ほどありましたが、どういった指導を行ったのか具体的に回答をお願いします。

2点目は、牛糞の処理について、今後の具体的な計画報告があるのかどうか。以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（花川大志君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） それでは、土田議員さんの再質問ということで、先ほど、課長が答弁いたしましたので、ちょっと似たようなお答えになるかもいたしません。実は、昨日、町長の方が会社の幹部を呼ばれまして、そういった話もございましたので、私の方からお答えをさせていただければと思います。課長も言いましたように、基本的には事業者の責任で、事業者が責任を持って法令順守、それから、責任を持って対策をさせていただかなくてはなりません。町も県とも連携しながら、会社の幹部を交えて、度々、指導等行っているところでございます。昨日もそうですが、今後も引き続いてしっかり指導を重ねていきたいと思っております。

再質問で2点、臭気と牛糞処理の御質問がございました。先週30日金曜日ですが、会社の方から、宇角の地元の住民に対して説明会が開催されとります。併せて、町と県にも報告をいただいておりますが、堆肥した牛糞の処理については、ほぼ計画どおりに進んでおりまして、屋外の堆肥については8月末で処理が完了ということで、堆肥舎の方も、今、正常化にむけているということで順次、正常な状態に戻すと言われております。一応、8月末で屋外の方は処理が済んで、12月を目途に堆肥舎の方も正常化するという計画を報告をいただいております。堆肥した牛糞については、ほぼ計画どおり処理が減ってきておって、正常な形に戻ってきてはおるんですけど、今、もう1つの御質問、1番の課題は臭気だろうと思います。確かに臭気というのは牛舎と堆肥からということもございますが、うちの方も現地調査、それから、会社に指示、指導とかして会社も外部委託して調査を行ないました。で、これも、昨日の話ではあるんですけど、強い臭気の発生源、牛舎、堆肥に限らず、堆肥の乾燥施設、ハッチングマシンというんですけど、堆肥の乾燥施設がありまして、これから出ている可能性が高いということが分かって、今、まさにその対策を会社の方が講じようというところでございます。

今回の補助事業、予算計上をさしていただいておりますが、臭気の問題については、多くの住民に御迷惑をかけているということもございます。課長も申しましたが、役場に入ってきた情報というのはすぐ会社に伝えまして、会社も何度もその場所へ行ってもらって、その都度、確認をいただいて認識をいただいているという状況でございます。

昨日も町長が厳しく指導されましたが、会社側もこの臭気問題については責任を持って対策を講じると言われておりますので、町としても今後具体的な対策について報告いただくと共に、早急に、しっかりと確実に実施していくということを指導してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○8番（土田正雄君） 屋外の堆肥については、概ね予定どおり処理が進んでいるように思います。しかし、堆肥舎については、区画が空いているという説明がありましたが、6月に現場を視察した時、状況は殆ど進んでいるようには思えません。しかしながら、12月中にはすべて改善するという予定という回答がありましたので、必ず正常な状態になることを期待しておきます。

次に、臭気については、臭気の発生が堆肥舎かなというふうに考えておったんですけども、先ほどの説明で堆肥の乾燥処理施設、ハッチングマシンというものから出ている可能性が高いという回答がありました。確かに、これでいくと臭いが上空に上がって、その上空に上がったものが気圧が下がった時に

山を越えて山の下の方に降りて来ることが考えられます。臭いの発生、駆除、元、だいたい夕方頃に発生しているのも、こういったことが理由なのかも分かりません。それにしても、脱臭装置の能力不足であるのか、いずれにしましても早急に改善してもらいたいと思います。

また、脱臭棟からアンモニア臭等の悪臭が発生しているのであれば、今後は酸性雨などの周辺の生活環境も壊しかねません。今後は乾燥施設に頼らない、今ある堆肥舎を利用して発酵処理を行うことで臭気の発生も抑えられるのではないかと思います。臭気の発生が、もし、抑えられないのであれば、堆肥舎の能力に見合った牛の頭数を減らすなどの、対応も視野に入れていくことも必要でないでしょうか。いずれにしましても、町民の生活環境を壊さないように早急な対応が求められていますが、いつまでに、今までどおりの臭いの無い環境に戻るのか。また、具体的にどういった指導を今後も行なうのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（花川大志君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 土田議員さんの再々質問ということで、何点かございましたが。確かに乾燥処理施設、実際、予定より増強しております。3機あります。増強してそれをフル稼働したというところも、一つ原因があるのでないかと思っております。当然、専門家ではありませんので、脱臭装置の能力不足の原因というのはわからないんですけど、基本的には能力アップをしてもらい、増強をもらい、ということになるかと思っております。そういう計画を、今、しているというふうにはお聞きをいたしております。議員さんおっしゃるとおり、堆肥舎がまず正常稼働するというのが、1番かと思っております。確かに、堆肥舎の正常な堆肥化については、強烈な臭気という訳ではありませんので、まず、堆肥舎を正常化する、これが一応12月の予定ですので、まずそれをさせていただくということになります。

それから、頭数も自主的に減らされておりますが、今の堆肥舎の規模で、正常に堆肥の処理をすれば、処理できる、堆肥舎自体がそういう規模でございますので、1日も早く堆肥舎を正常に戻して、堆肥の処理施設の稼働を能力的にある程度抑えてもらい。そういったことも指導をいたしております。いつまでということとはございませんが、まず、12月まで、これを1つの目途として指導していこうと思っております。

ただ、実際原因もある程度はつきりしてきたということもあれば、それについては、当面、早急に、緊急に、対策を講じていただくというふうには、指導していこうと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○8番（土田正雄君） 回答いただきましたが、矢掛町にとって迷惑施設は必要ありません。1日も早く悪臭のしない日常生活の確保を求めて、1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問ですが、高齢者の交通事故対策についてお尋ねをいたします。近年高齢者による、アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故が多く発生しており、テレビや新聞など多く報道されております。しかし、矢掛町のような中山間地域で生活するには、車はなくてはなりません。

最近では、軽自動車などにも自動車急発進防止装置がついている車が販売されているようですが、高齢者にとって車を買替えるには高額な費用がかかります。

町内に住んでいる高齢者に対して、自動車急発進防止装置を取り付けることで、少しでも高齢者の事故を防ぐことができたらと思っております。自動車急発進追突防止装置の整備補助については、当然、国や県が対応すべきと考えておりますが、なかなか具体策が見えてきません。

そこで、2点についてお尋ねします。1点目は、井原署管内の高齢運転者の事故の状況についてお尋ねをいたします。2点目は、自動車急発進追突防止装置の整備費補助についてのお考えをお尋ねをいたします。以上2点よろしくお願ひします。

○議長（花川大志君） 町民課長。

○町民課長（稲田由紀子） 8番、土田議員の御質問、高齢運転者の交通事故の防止対策について町民課よりお答えいたします。

1点目の井原署管内の高齢運転者の事故の状況についてですが、平成30年中の井原署管内の交通事故件数は1,140件で、その内、高齢運転者の交通事故は527件、高齢運転者事故の占める割合は、46.2パーセントとなっております。

今年の7月末の状況では、交通事故件数は前年同期に比べ65件減少し575件、その内、高齢運転者の交通事故は前年同期に比べ13件減少し265件、しかし、高齢運転者事故の占める割合は前年同期に比べ2.7パーセント増加し46.1パーセントとなっております。

総事故件数及び高齢運転者の事故件数ともに減少しておりますが、高齢運転者事故の占める割合は、増加しているという状況です。

次に、2点目の自動車急発進衝突防止装置の整備費補助についてですが、高齢運転者の事故防止のためには、免許自主返納を促進し、危険性を減少させることが重要なことではありますが、高齢者が生き生きと活動し活力ある地域を構築していくためには、生活に必要不可欠な自動車の安全性を高めることも重要だと考えます。

高齢運転者が安全運転を継続するため、岡山県において、自動車急発進衝突防止装置等の補助制度を創設するよう町長が直接、伊原木知事に要望されています。県からは、補助制度について警察など関係者の意見を聞き、検討すると回答をいただいておりますので、引き続き、県に対して、補助制度の創設について要望するとともに、高齢運転者の運転免許証自主返納についても周知を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（花川大志君） 土田君。

○8番（土田正雄君） 昨日も、高齢者の運転する車が、ホームセンターの中に突っ込んで30メートルも進んだというふうな報道がありました。こういった事故が少しでも減るように、今後も県に補助制度の創設を継続して要望していただくように求めまして、私のすべての質問を終わります。

○議長（花川大志君） 次に5番、石井信行君お願ひします。石井君。

○5番（石井信行君） 5番議員、日本共産党の石井信行です。3つの点で質問させてもらいます。

1つ目、先ほど同僚議員からの、ダブる部分もあるんで、ちょっと省かなければならないものも出てきましたが、瀬戸内メープルファーム周辺の環境問題が1つ。それから、バート、矢掛屋を中心とした町づくりの問題が2つ目。それから、昨年豪雨災害からの教訓を活かした災害対応をどうしていくのかという3つの問題について質問をいたします。

1つ目、大黒天物産傘下の、瀬戸内メープルファームというのが、旧矢掛育成牧場に入ってくるときの説明では、地元の方々から聞くと、「牛糞は全部施設内で発酵処理をする。し尿は、し尿処理機で処理をする。だから、水も汚れないし、くさい臭いも一切出ないし、綺麗なものだ。」ということをお伺いしました。しかし、先ほど同僚議員からもあったように、目の前の実態はこの説明とあまりにもかけ離れているのではないかと。牧場の下の池、真っ黒です。少し下って、宇角の牧場側の水田を見ると水は真っ

黒。藻が湧いています。栄養分が多すぎるといいますか、酸素不足いうようになっているのではないかと思います。臭いについては風向きによって、宇角だけではなくて、矢掛高校の、先ほどもありましたように学校周辺、高等学校周辺、町筋にも広がっているという話を聞きました。で、平成27年5月1日に矢掛町と大黒天物産との間で結ばれた公害防止に係る協定の中身を見ると、第1条に、地域住民の健康の保持・増進及び生活環境の保全を図るものとする。第2条の2項には、乙、大黒天物産のことで、乙は、家畜排せつ物の適正な処理、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、粉塵、光、爆発、電波障害、煤煙及び悪臭について問題の生じるものについては必要に応じて監視体制の確立を図るものとする。となっています。それでお尋ねです。水質汚染の防止についての監視、測定値はどうなっているのか、検査体制と測定値ですね、が、1つ目。

それから2つ目は、臭い公害についての対応ですが、先ほど臭気の測定ということを言われました。どこで誰が測っているのか。私は臭気を測る機械を操作したことがあるので、どういうふうになっているのかそれをちょっとお伺いしたいと思います。それが2つ目です。

それから3つ目、宇角から牧場への道路、それから亀島キャンプ場から牧場への道路、共にアスファルトは剥がれ、ダンプの重量で道路中央が盛り上がり、普通車の腹を擦る状態。私、何回も腹を擦りました。災害復旧を待っている2地点、これは既に建設課の方で御存じとのことでしたが、この2地点はこの運搬車両に耐えられるのかどうかも心配です。それに、この牛糞の運搬に加えて、小田川の浚渫土砂をこの牧場内に運び込んでいますので、このダンプの量が、交通量がかなり増えて、通学途上の女の子がじーっと横で待っているのを見ましたし、農作業用の軽トラックが脇によけて、ダンプが通り過ぎるのを待っているのも見ました。住民の生活を脅かしているのではないかと。“地元車両を優先してください”と大きな看板があるんですけど、ダンプの方も気を付けておられるのではと思うんですが、交通安全の確保とか、道路補修の計画と併せて、浚渫土砂の搬入はいつ頃終了予定なのかということ建設課にお尋ねします。お願いします。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 5番、石井議員の瀬戸内メープルファーム周辺の環境問題についての御質問について、産業観光課からお答えします。

畜産業における家畜排せつ物は、家畜排せつ物法、その他の関係法令に基づいて、当該事業を実施する農家の責任において処理すべき内容でございます。家畜排せつ物のお問い合わせの電話がありました際には、事業者である畜産農家へ現地での指導により改善を図ってまいりました。

次に、第1点目の御質問、水質汚染についての検査と測定値はどうなっているかという点について御説明します。冒頭にも申し上げましたが、畜産環境の整備につきましては、大原則といたしまして、事業者責任において解決すべき問題であるという点でございます。当該事業者が1年に1回は第三者機関に委託し、水質検査を実施されており、それ以外の月は事業者が独自に水質検査を実施され、当該事業者の事務所前で掲示板に掲示することにより、公表されております。また、矢掛町においても、事業者とは別に、矢掛町内全体の時期と併せて年4回の水質検査を実施しております。なお、この水質検査の結果につきましては、地元の関係2自治会、また、岡山県備前中県民局へ、この検査結果の写しを情報提供しております。

第2点目の御質問、臭い公害についての対応はできているのかという点については、先ほど8番議員の御質問にお答えしましたとおり、法令に基づき強く指導しているところです。なお、今後の対策につ

きましては、業者の責任において対処されるべき問題であるということを前提として、岡山県の畜産及び環境担当課の指導の下、関係部署と連携いたしまして、家畜排せつ物の処理が適切に行われるよう、引き続き、状況を確認しながら対応してまいりたいと思います。矢掛町としましても、住民の皆様には迷惑をかけないように、強く指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 5番、石井議員さんの、牧場へのダンプ等の土砂搬入に対しての御質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、現在、小田川の浚渫工事でございますけれども、こちらの工期でございますが、10月末頃までかかるというふうに、発注者であります岡山県備中県民局井笠事務所の方から現在聞いております。

2点目であります交通安全についての対策ということでございますが、確かにおっしゃるとおり、かなりの台数が高妻山から牧場へ、そして牧場から宇角の地元道路を通過して帰ってという、一方通行で土砂の搬入を行っております。交通安全に関して私が把握していることでもありますけれども、先ほど申し上げましたように発注者は岡山県でございます、受注業者と一緒に工事着手前にですね、まず、地元説明会等を実施しております。

そして、現在搬入しているところでございますけれども、通学路もありますので、工事請負業者に対しましても、発注者であります岡山県の方から、当然の事ながら、交通法令及び交通マナーの遵守に関しては指導されておるといふふうに聞いておりますし、請負業者の方といたしましても工事車両運転者等にですね、工事の受注業者の会社の明記をさせていただいたり、それから、車両ナンバー等を明示するなど、そして、毎日朝礼等で交通安全に配慮するように運転ドライバーにも依頼をしておるといふことを聞いております。また、宇角公会堂付近にはガードマン、そして、牧場の土砂搬入口にもガードマン等を配置するなど、安全には配慮しておるといふことではございますけれども、先ほど御指摘にもありましたように、交通期間中は通常よりかなり通行車両が多くなっております。8月26日より小・中学校の2学期も始まっておりますので、町といたしましても、交通法令及び交通マナーの遵守に関しましては、再度、発注者であります岡山県備中県民局井笠地域事務所及び請負業者へ重ねて依頼をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、3点目、道路補修の件でございますけれども、こちらの方は岡山県が、通常の、先ほど申し上げましたように、車両がかなりの量が、通行しているということで、補修に関しては岡山県の方でやっていただけるという約束になっております。現実、亀島キャンプ場までの一時補修、オーバーレイというような補修は、お盆前に一度、県の方で実施をしてあります。そして、現在、その亀島キャンプ場から上流ですね、牧場までの搬入路についても、修繕方法について、調査に入ったというふうに聞いておりますし、請負業者の方で、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、通行に不良箇所が出た場合は補修を随時しておるのが現状でございます。引き続き、状況を確認しながら、当然、一般道でございますので、請負業者に、それから岡山県に対して、安全確保を再度、道路維持も含めて依頼をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） 答弁いただきました。再質問させていただきます。観光課の方で町が委託した

検査会社から、濃度計量証明書というものを出しておられるというのを見せていただきました。で、水、この検査する水を採取した場所の欄に、倉見池入口と書かれた証明書が2つ、追掛池入口が1つ、追掛・倉見合流点が1つ、いくつかの地点に渡って、この定点観測っていうのはわかりますが、1番重要な、し尿処理施設の排出口からの採取っていうのがないのはどうしてか、ということ、1つ目、お尋ねしたい。

2つ目、大腸菌群数が1立方センチあたり640、1,400、1,400という数値も出ていますが、先ほど数値については何も言われなかったもので、こちらの方で知っている数値を言うんですが、それへの対処はどうされたのかっていうのが2つ目。

それから3つ目、この臭いについて、先ほど同僚議員に対する答えもあったし、それから、堆肥を作る段階で臭いが出る可能性があるのも、薬剤を入れるというのもありました。それから、ビニールのようなものを張って臭いが外に出ないようにするっていうような努力もするっていうのもあったんですが、私、笠岡の干拓を見てきて、実際にそこでどんな努力をしているかを見てきたんですが、そこでは脱臭用の液を自分たちで作ってありました。で、自分たちで作って、それを散布して、その地域から先ほどあったような、いろんなアンテナで、「今ここが臭うよ。」「ここが臭うよ。」って言ったら、「それは今、うちが攪拌している時に出た臭いだ。」だから、それですぐ、その作業をやめて、その消臭液をざあーと流して、もう作業は暫くやめるというような、風向きを考えてやめるというようなこともしておられました。こういうふうな具体的な指導がやっぱり要るんじゃないかということ、3つ目に思います。

この3つについてお答え願います。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） それでは3点の御質問について産業観光課の方からお答えいたします。

まず、第1点目、し尿処理施設についての、ここの内容でございますが、この処理施設から出ている水については、特に問題があるという数値が出たことはございません。これは、それぞれの数値については公表の方もされているかと思いますが、そちらについては処理を適切に行われているという現状でございます。まず、それが1点目。

2点目の大腸菌群でございますが、どのような指導をしているかということでございますが、その、し尿処理施設で行われている部分については適切に行われております。それ以外の、野積み等によって行われていた排水の処理が、この大腸菌群の数値を異常に上げていたという状況がございます。これにつきましては、現地の方の調査も含めまして業者の方の認識も当然適切に、ここの部分だという所も確認いたしまして、施設内の環境を綺麗にするといったところで対処を行っております。これはもう現場で具体的に、ここの部分だというものを、指摘を行いながら指導はしてまいりました。これも、再三、再四、行いまして、1回2回のお話ではございません。何度も行いまして現状にもっていったところがございます。それによって施設内の大腸菌群が発生する原因というのは、非常に、無くなったかなというところで、数値としてはかなり落ち着いてきているかなというふうに考えております。異常数値が出た段階で、その数値によって指導はしてまいりました。

それから3点目の臭いの問題でございます。それ以外の時間帯、宿直、日直への電話も入っておりますので、その都度、電話、ないしFAXで確実に、直接、担当者へ話をさせていただいております。そうしますとその事業者の方は現地に赴きまして、その臭いについて調査している状況でございます。それぞれ、臭いですので、例えば今起こっていても数時間が経つと臭いが消えたりする状況もございます。

先だってもありましたが、指摘した時点から時間が少し経つと、その臭いは無くなっているという状況もございました。ですから、タイムリーに適切にその状況を業者に伝えまして、対処を求めているところでございます。それは、それぞれにその場で具体的に指示をさせていただいている現状でございます。細かく全部を申し上げることはできませんが、継続的に力強く指導をしまいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） お答えいただきましたが、し尿処理施設の排出口からの採取をしていなくて、池の水を掬って検査をしたのでは、それでもかなりの数値が出ているんですが、し尿処理施設の処理は適切に行われているってのは、なんでそんなことが言えるのかっていうのが、私は呆れてしまったんですけども、綺麗にする、綺麗にするのは当たり前なんですけれども、今、だいぶ、一頃に比べたら綺麗になりました。牛糞の上に寝ておりましたからね、牛が。私も小さい頃から牛と一緒に大きくなっていますので、牛糞の上に寝ている牛っていうのはかわいそうです。尻尾でぶち殴られたこともありますので、かわいそうなのは分かるんですが、だいぶ綺麗になりましたが、し尿処理施設が適切に処理して、大丈夫だという根拠は何もないでしょう。だから、数値をそこで採って、調べないとわからないんじゃないかということを言っています。それについてのお答えがないのでお答えください。

それから、臭いについては、今は風が動くのでちょっと言えないんですけど、6月9日に地元の説明会がありましたね。現地の人を呼んでの説明会がありましたね。あったでしょう。その時に、これ以降も測定をしてちゃんと報告しますということでしたが、私が、いただいた資料を見ると、平成30年8月20日、平成30年11月19日、平成31年、今年の2月4日、令和元年5月7日、同じく5月16日の資料がありますが、6月以降の水質検査の資料がありません。検査が行われているのかははっきりしませんが、採取現場での検査の立ち会ってというのが、地域の人たちと一緒に必要なんではないかと思えます。

この2点についてお答えください。

○議長（花川大志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） まず1点目ですが、いわゆる処理施設と申し上げましたのは、排水が計画によって処理される施設へというところで、導入路が決まっております。それによって処理が行われているものについては、適切に行われているという内容で、それはそれぞれのところで適切に検査をされているという内容による結果を見ての、お話をさせていただいております。

それが1点目とそれから2点目につきましては、すみません、2点目の質問につきまして再度もう一度。

○5番（石井信行君） 6月9日以降の資料がありますか。

○産業観光課長（妹尾一正君） 申し訳ございません。先ほどの検査結果でございますが、それ以降8月に検査の結果がありまして、8月の終わりのものが最近届いたようです。私どもの許へ届きましたものが、日付で言いますと8月23日付けのものが、その後届いておりまして、それは地元並びに県の方へはお知らせをさせていただいております。ということで継続的に実施は行っております。以上です。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） お答えいただいたんですが、業者の方が、業者の責任でっていうのはもちろんなんですけど、業者の方が処理施設の検査をしているから大丈夫なんだ。じゃあ、町の側はどうなのか。

町の側と業者の側、両方することに今、しておられると思うんですよ。業者は業者で、町は町で、だから町は町で独自にやって、このし尿処理施設もちゃんと大丈夫かどうかというのは、出口のところで検査してください。そのことを強くお願いして、この110万円のこれは地域の人から言われたんですけど、「これは迷惑料として町が取るのではないか。え、遣るんか。」と言われましたので、これは非常に疑問を感じていることを申し述べて次に移ります。

町づくりについてですが、旧矢掛商業高校の跡地に誘致されたパートインターナショナルという会社が契約途中で契約解除して居なくなりました。今年の6月議会でバートの未返還金については、パートインターナショナルという会社が居なくなったので賃借料は貰えない、請求権そのものがないとの副町長からの答弁でした。

お尋ねの1点、契約上、そんなことが許されるのですかお答えください。

お尋ねの2点目、バートは5,000万円の補助金を取りながらバート結という防災アプリを作ったとされていますが、矢掛町は出来上がったと認定したのかどうか。端的にお答えいただきたい。今はSNSで見ることさえできなくなっています。それから、矢掛屋の指定管理者申請時にある残りの3名について云々は、既に証明書は出ているので、それは宣誓書に準ずるものが出ているということで、この項は何も質問はありません。

以上、2点お願いします。

○議長（花川大志君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） それでは、石井議員さんからのバート関係であります。御質問2点になりますがお答えさせていただきます。この御質問、前回の6月議会で御質問いただいておりますので、基本的に全く同じお答えになるかもしれませんが、議員さんの、返還金という言葉でございますが、この前もお答えしましたが、町からバートへ対する請求っていうのは賃貸借契約に基づく借地料でございます。返還金というものではございません。借地料でございます。契約に基づく請求ですので、許す、許さないの問題ではなく、契約の終了時点で請求は終了します。借地期間中の未納はございませんので、新たな請求も発生いたしておりません。したがって、法的な債権はないということをお答えさせていただいております。

次に2点目の防災アプリの御質問ですが、これも前回お答えさせていただいておりますが、補助金の確定は保留しているというのは御承知のとおりでございます。現在も弁護士と手順の一つひとつ相談しながら、6月も申し上げましたが、補助金の減額とか、補助金の返還請求も視野に含めて慎重に一つずつ進めているという状況でございます。

以上、2点御質問にお答えさせていただきます。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） 6月議会と全く同じで、3か月経っても何も進展もないというのが意味が良くわからないんですが、もう一つ、更に言えば、矢掛町から1,500万、国から3,500万、自己資金が5,000万、その自己資金は笠信からということでしたから、矢掛町長のお名前で信用貸ししたということですから、笠信へバートが返金しているのかどうか、そういうことも含めて疑問点として残るので、このアプリができたかどうかということをもっと伺いたいです。だから、認定するのもしないのか、この点だけは明確にお答え願います。

○議長（花川大志君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 再質問でございますが、認定するのかどうかということでございますが、今、保留をしているというのが現状です。今、これ以上の御回答は、できる状態にはありませんので、今、保留という形で変更はございません。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） 全く6月議会と同じお答えなんですけど、税金の行方をはっきりさせなければ、矢掛町というところは銭を取って好き放題できるぞということで、いろんな企業が入ってきたら大変なことになるでしょう。だから、そこはきちっとけじめをつけてもらいたいです、ということ強く申し述べて、次の災害対応についての質問に移ります。

1つ目、6月議会で、2014年、平成26年3月に矢掛町防災会議が作られた矢掛町地域防災計画を基に防災備蓄について質問いたしました。町長からは、古いものを持ち出してきて失礼だと言われましたが、新しい矢掛町地域防災計画は作られているのか防災備蓄はどうなったのか、もう既に計画ができているのであればお答えいただきたい。端的にお願いしたい。

2つ目、今すぐに取り組むべきこととして、緊急避難として、とにかく逃げろではなくて、各町内会ごとに、水害に限ってなんですけど、ここ2、3日すごく心配しているんですけど、どこへ避難したいのか、各町内会の希望を聞いて、そこを当面の緊急避難場所として、そこに最低限の防災備蓄をしてはどうかということを経務課にお尋ねします。「避難場所がない。」「避難場所を作ってください。」「それはできない。」そういう答えが災害説明会の時に何回も繰り返されました。では、我々町民は車に乗って彷徨うだけなのか。体が思うように動かさない人、痴呆が進んでいる人、家の、ほんとに近所何メートルまでしか出て行けないという人たちには本当に大変なことなんです。各町内会単位だったら、どこそこの誰それはどこでどうしている、町内会に入っていない人でも把握しやすいはずなんです。これは後ろにも見えているんですけど、浅海地区で実際にやられました。世帯主の名前が、ずっと左に書いてあって、上に携帯電話番号、トイレ、お風呂、台所というようなこと、足があるか、移動するものがあるかないか、それでずっとそれを埋めておられました。そういうふうにすれば、その町内会では何が足りないか。何が今必要なかっていうことがわかるので、そういう緊急避難、1泊2日くらいのつもりでの、緊急避難だったら予算もそんなになくてできるんじゃないかということを私は災害時にすぐ聞いて、経務課に何遍か電話しました。教育委員会にその名簿も上がっているという話も聞いたんですけど、どこに行ったか分からないようなんです。

それからもう一つは、水の確保という意味で、田舎には井戸水が、井戸があります。もし水質検査をして、雨が降って駄目になる場合が多いんですけども、駄目元なんですけど、井戸が確保できれば水の確保ができやすいので、町内会ごとの井戸がなんぼかでも、もし確保できれば水の確保もできやすいんじゃないか。こういう生かし方をして緊急対応をしておかないと、今、新見の方で雨が降っている、今日さっき議長も挨拶で話されましたが、そういうことに対する不信、心配っていうのを町民全体で行政と一緒に少しでも、解決できたらなと思ってお尋ねします。お願いします。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山野通彦君） 石井議員の災害についての御質問、防災計画をつくられたかということですが。全体の議員の質問を聞くとですね、人の心でなしに、自分の思い付きのことを、ぼっぼっぼっぼつと言われるんですけど、かなり誤解を招くことがありますので十分気を付けていただきたいと思います。

防災計画は御存じのように、災害対策基本法に基づきまして防災会議が作成して必要があるときにはこれを修正するという事になっております。ちょっと過去を申しますと、昭和36年、この災害対策法の本法が公布されてまして、本町でも防災計画を作成し、以後見直しを行っており、直近の修正では、平成26年3月に南海トラフの巨大地震対策、風水害等対策編及び地震災害対策編等の全面修正を行ったところでございます。昨年の豪雨災害を踏まえ防災計画の見直しを進めるために、本年5月21日に初回の防災会議を開催したところでございます。見直しに当たりましては、平成30年7月豪雨の検証結果を踏まえた防災対策の見直しを行うとともに、町内7地区に開催した住民意見交換会でいただいた御意見・御提言などを反映させた修正を行います。また、災害対策本部の各対策部がどのように対応し、課題は何だったのか、こうすれば対応可能などの、庁内検証作業を行っており、これを踏まえた修正を行います。更に、災害対応の教訓を踏まえ、平成29年7月の九州北部豪雨災害等の近年の豪雨災害などで得られた教訓を生かした修正を行います。

また、市町村の地域防災計画は国の中央防災会議が作成する防災基本計画、そして、都道府県防災会議が作成する都道府県防災計画等の上位計画に準拠する必要があります。

岡山県でも、災害対策基本法など関係法令の改正や国の防災基本計画の修正、平成30年7月豪雨災害の検証結果等を踏まえ、岡山県地域防災計画の修正を行い、7月末に公表したところでございます。町の防災計画もこの修正に準拠した見直しを進めてまいります。修正案につきましては県協議を経て修正となり、本年度内の完成を予定をいたしております。

なお、地域防災計画は矢掛町の地域における関係機関の処理しなければならない防災に関する事務、又は業務などについて、総合的な運営を計画した基本計画をまとめたものであります。この防災計画を基本として、計画を実行に移すためのBCP、事業継続計画の策定や各対策部の行動マニュアルの見直し、策定作業も同時に進めているところでございます。

次に、防災備蓄はどうなったかという御質問でございます。避難所へ配備する備蓄物資のことと思われるので、この点についてお答えをします。水害発生時の町の指定避難所としておりますのは、24の公共施設を避難所として指定しております。このうち、昨年の災害時にも開設いたしました各小学校の体育館及びB&G海洋センターには、昨年の反省から避難所開設の当初において最低限必要な物品、毛布、水、食料などを備蓄いたしております。また、旧矢掛商業にはこれらの備蓄物資を保管しており、災害の発生状況に応じて避難所へ運搬してまいります。また、このたびの9月補正予算につきましても備蓄物品の購入費を提案いたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目につきましては、担当課長が説明をいたします。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） それでは2点目の御質問、避難所の確保、水の確保ということでございますが、避難所には町が指定する緊急指定避難所があります。これは先ほど町長が申し上げましたように、24か所ございます。

御提案の内容でございますが、これは地域で開設する、一時避難所ということに係ることだというふうに思います。避難勧告や避難指示などを町が発令する前に、自分の判断で避難することを自主避難というふうに言います。自主避難をされる場合には、親類や知人宅など、安全で安心できる場所へ避難されることが多いのですけれども、近くにそういった場所がないという場合には、町でも自主避難所を開設いたしますが、地域の方でも地域の公会堂等を一時避難所として町内会・自治会等で運営される地

区もございます。現在16か所の一時避難所、自主避難所の届け出をいただいているところがございます。先ほどありました、日妻につきましても一時避難所ということでお届けをいただいているということでございます。

町へ届出されている一時避難所には、毛布、水、食料などの備蓄物品を、町からも配備をさせていただいているところがございます。地域の公会堂などには建物が古くて震災には対応が出来ないけれども、水害には対応可能というふうな建物もあると思います。状況に応じてまして、命を守る行動、地域の共助による地域の防災活動を考えていただければというふうに思います。

昨年の豪雨災害時にもこうした自主避難所、一時避難所ですけれども、を開設するなどの活動を行った自主防災組織・地域もございました。地域の防災力を高める活動をお考えいただきたいというふうに思います。

なお、これらの一時避難所は、命を守るための一時的な、まさしく、いつときの避難ということになりますから、危険な状態が過ぎた後にも自宅へ戻れないというふうな、引き続いて避難が必要であるという場合には、町が開設いたします指定避難所の方へ御移動いただきたいというふうに思います。

また、飲料水でございますけれども、現在、備蓄として2リットル入りペットボトル3,000本の備蓄がございます。災害発生から当面の間は十分対応可能な状況でございます。

もし、避難が長引くという状況になりますと、購入をして追加してお送りする。あるいは国等からの災害支援物資が搬入されます。更には、民間からの災害支援物品による対応ということになるかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 石井君。

○5番（石井信行君） お答えがありました。防災計画はまだ新しいものはできていないということで、古いものを出して失礼だと言われたのでその分を返しておきたいと思います。

ぜひ、町民のいろんなアイデアをぜひ活かして、町民の知恵も行政の知恵も活かして、やっぱり生き残れるようにしておかないと、この雨の量は半端なものじゃありませんから、ぜひ全町の英知を結集して、この防災計画を作り上げていただきたいということを最後をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（花川大志君） 一般質問の途中ですが、ここで、15分程度の休憩をとりたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（花川大志君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、一般質問を会議を開き一般質問を行います。

2番、高月敏文君をお願いします。高月君。

○2番（高月敏文君） 議席2番、高月でございます。通告にしたがい、小学校教育の現状について、早々に質問させていただきます。

少子高齢化で小学校の児童数は中川で45人、小田で87人、川面で90人、美川で35人、矢掛は191人、山田は82人、三谷は70人と減少しています。これは、昨年度の小学校の人数です。私たちが小さい頃は、もっとクラスも2クラスいて、大変多くの小学校の友達と遊んだ覚えがあります。中川小学校1つに例えますと150人から急激に100人を切って45人、今43人となっています。そこで、

現在、美川と中川が複式学級を実施していると聞いています。複式学級というのは御存じと思いますが、2年生、3年生とかを1つの学級で教えていると思います。複式学級の現状と問題点について伺いたいと思います。

また、中川小学校と川面小学校とかで、合同授業が年に何回か実施されていると聞いています。合同授業において、その目的と現状について伺いたいと思います。

また、各小学校における不登校の現状と対策、何人か各小学校に不登校の方がいらっしゃると思います。それは、各個人の各々に問題というか、いろいろな不都合とかがあって、不登校の問題を抱えているいらっしゃると思います。その点について、現状と対策を教育課長にお答えいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 2番議員、高月議員さんからの、小学校教育の現状についての御質問にしまして、教育課からお答えをいたします。

まず、複式学級の現状と問題点についてでございます。現在、複式学級を行っている学校は、先ほど議員さんおっしゃいましたように、美川小学校と中川小学校で、いずれも3・4年生で1学級、5・6年生で1学級でございます。来年度、令和2年度以降も複式学級の形は続く見込みでございます。

その複式学級の問題点ですが、2学年での学習になるので、もともとの学力差が大きい場合があるということです。また、複式と言っても、修学旅行や海の学習など、一方の学年が単学年の行事で活動するような場合、もう一方の学年が学校に残ることになり、児童にとっても、教職員にとっても、授業の組み方といったところに苦慮する、といった点が挙げられます。一方で、メリットとしては、年上の児童と関わる経験ができる、マンツーマンに近い指導が受けられる、上級生の勉強を知ることができる、等でございます。

続いて、合同授業の目的と現状についてです。合同授業は、主に、多様な意見に触れる機会や、コミュニケーション力を高めることを、また、中学校に進学した際に、スムーズに人間関係が作れる下地をつくることを目的にしています。

現状でございますが、3年生以上の学年に対して行っており、2校ないし3校のグループごとに、1学期・3学期は1日ずつ、2学期は、3年生は海洋センターでのスポーツ交流、4年生は3日間交流、5年生はJFAこころのプロジェクトを実施しています。また、5年生の海の学習、6年生の修学旅行は全校合同で行っております。

最後に、各小学校の不登校の現状と対策でございます。ここでは、不登校を、30日以上長期欠席と定義して、現状を申し上げます。昨年度の数で申しますと、矢掛小学校4人、三谷小学校1人、山田小学校1人、小田小学校2人で、4校で合計8人でございます。学校での対策としては、欠席し始めの対応を校内で共有し、家庭連絡・家庭訪問等を組織的に行い、必要に応じて、関係者によるケース会議を実施しています。

また、教室に入りづらい児童の居場所確保のため、保健室や多目的教室など別室を利用しています。

更に、学校自体に来づらい児童のため、矢掛会館3階に適応指導教室、ひまわりの家を開き、指導員2人を配置しております。昨年度は、小学生、中学生とも4名ずつの児童生徒が利用しました。

他には、ひまわりの家と学校をつなぐスクールサポーターを1名、欠席しがちな児童の支援、家庭との連絡等を行う、登校支援員2人を雇用しています。

専門家や他機関との連携という点では、県から派遣されているスクールカウンセラーのカウンセリング、町保健福祉課・スクールソーシャルワーカー・児童相談所等との連携、矢掛町不登校対策連絡協議会による関係者間での情報交換・情報共有などさまざまな対応を行っているところです。

不登校に関しては、個々のケースごとに、原因や家庭環境、程度の度合いが異なり、画一的な解決方法はございません。また、中学校に進学すると不登校の人数が増加していく傾向もあります。いつもの確な対応をとっていくということは簡単なことではありませんが、先ほど述べたさまざまな対応方法で地道に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（花川大志君） 高月君。

○2番（高月敏文君） 小学校教育の抱えている問題がよくわかりました。児童数が減少していく中、先生方のいろいろな努力、そして各不登校に対するスクールサポーターとか、支援員等の活用によって、多くの方が助けられていることを感じました。

次に、小学校では、学力、道徳、体育のすべての面において調和のとれた人間づくりを目指していると思います。しかし、現在のような少数の児童数の中で、運動とか、芸術の面では特に苦勞されていると思いますけど、どのように指導されているのか、少し教えていただければと思います。再質問として担当課の答弁を求めます。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） それでは、再質問にお答えします。

合同授業で実施している教科は、国語・英語・体育・音楽等が中心です。特に、体育・音楽等は少人数でのクラスでは、チーム戦とか、合奏なども規模の大きさが限られますので、こういった合同授業を有効に活用し、更に、水泳記録会、陸上記録会といった大会も全小学校合同で行っているところでございます。

合同授業については、日程調整など簡単でない部分も少なからずありますが、少しでもそのような環境を児童に提供できるよう今後も努力していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（花川大志君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 高月議員さんからいただいた3点ですね、これは矢掛町の教育推進にとりまして、大変重要な課題でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

先ほど、中川小学校のこともできましたけれども、私も昭和38年度卒業生だと思いますけれども、美川小学校同じ学年がですね、2クラス、73名おったと記憶しております。それが、今は先ほど申し上げられた状況でございます。

そういう中ですね、私は、昨年10月から教育長3期目を迎えておりますけれども、広報やかげにも書かせていただきましたけれども、矢掛町の教育を進めていく上で、学力の向上と、それから、いじめゼロですね。その問題と同じくやっぱり不登校、長欠の問題というのは極めて重要な問題だと、課題だというふうに考えておるところでございます。なかなか一概にですね、なぜ、学校に行けないのか、というのは、それぞれの個々の子どもたちの状況によって違いますので、一概に言えませんけれども、不登校、長欠の子どもたちには、やっぱり、それぞれ友達関係、家庭の問題、勉強に関することのさまざまな要因が考えられると思います。しかしながら、まず1番はですね、やっぱり学校へ行って授業で、

今日これが分かったとかですね、やっぱり、授業が分からないと、学校に対する興味等々も減ってくるのではなかろうかというふうに思っておるところがございます。

中学校での不登校、長欠という問題は本町に限らず、全国的にも重要な課題でございますけれども、その兆候がですね、一概には言えませんけれども、小学校の3年生、4年生の頃からみられてくると、ですから、その頃からの、やっぱり対応というのは、勿論1年生、2年生もそうなんですけれども、しっかり取り組んでいかなければならないというふうなことを考えておるところでございます。

しっかり子どもたちに寄り添いながらですね、家庭、地域と学校がしっかり連携をしながら取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。そのためには、まず教育委員会としてはですね、先生方をしっかりサポートしていく、県の教育委員会ともですね、しっかり連動しながら進めていかなければならないと考えておるところでございます。家の中に引きこもるのではなくて、学校に直接行きにくい場合は、先ほどありましたけれども、適応指導教室のひまわりの家の活用も考えて欲しいなと思っております。しかしながら、いろいろなことを聞いていますと、残念ながらひまわりの家に行くと、もう学校に行かなくなるのではないかというふうな誤った考え方もありますので、その辺りは学校を通して、又はひまわりの家、指導員を通してですね、しっかり啓発をしていきたいというふうに考えておるところでございます。極めて大切なことでございますので、敢えて私の方から申し上げさせていただきます。以上でございます。

○議長（花川大志君） 高月君。

○2番（高月敏文君） 教育長、教育課長の答弁により、矢掛町の問題、小学校教育の問題が理解できたと、抱えている問題が少しは理解できたと思っております。まちづくりの一環として、教育の町矢掛を魅力的な小学校教育をお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（花川大志君） 次に7番。川上淳司君お願いします。川上君。

○7番（川上淳司君） 議席7番の川上です。通告により質問いたします。

質問としましては、笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校の組合離脱についてお尋ねします。

笠岡市・矢掛町中学校組合立小北中学校議会で議題に挙げて欲しいということで、以前の守屋議員なんかもお話をされておりましたが、笠岡の議長ですので受け入れていただけませんでした。内容を聞きますと、矢掛町の決定を待ってでないと、議論できないと言われました。

更に、聞くと議会としては、中学校の運営のみであって、議決権はないとの回答でした。したがって、今回の質問は、組合議会のあり方はどのようになっているのか、また、過去にいろいろと分離の話が出ましたが、アンケート以外での調査の方はどのようになっているか。

そして、小田小学校から、部活動その他の項目で、矢掛中学校に通っている生徒が、どの程度いるのかをお伺いしたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

○議長（花川大志君） 教育長。

○教育長（嶋山英二君） 7番、川上議員さんの、小北中学校の組合立中学校の離脱を考える時期ではないかとの御質問に、教育長としてお答えをさせていただきます。

矢掛町教育委員会といたしましても、この組合立の小北中学校の問題につきましても、極めて重要なこととして捉えております。

まず始めに、組合議会のあり方についてということですが、組合からの脱退や解散を決定する主体は先ほども申し上げられましたように組合自身ではなく、構成団体、つまり矢掛町・笠岡市であります。

したがって、組合議会で決定することではないということを申し上げておきます。

次に、アンケート以外の調査はどうなっているかとの御質問ですが、まずは、いい機会でございますので、2回実施いたしましたアンケート結果につきまして、簡単にお話しをさせていただこうと思います。

まず、1回目でございますけれども、平成26年1月に小田地区全世帯を対象に実施した結果は、回収率49.86パーセントで、矢掛中学校への就学が適当とされたのが46パーセント、小北中学校への就学が適当というのが39パーセントという結果でございました。

しかし、もう少しみてみますと、中学生以下の子どもがいる世帯でみますと、矢掛中学校への就学が30.77パーセント、小北中学校への就学が52.77パーセント、分からないが14.2パーセントという結果でございました。

更に、平成27年12月に2回目のアンケートで、小田地区の0歳から6年生の子がいる世帯を対象に実施いたしました。回収率は、47.47パーセントで、矢掛中学校への就学が34.04パーセント、小北中学校への就学が55.32パーセントという結果でございました。いずれも、回答率が半分を超えていないという状況もございました。1回目、2回目とも回収率が半分に満たないという結果でもあり、また、小田地区の子どもを持たない世帯は、矢掛中学校への回答が多い反面、子どもを持つ世帯では、小北中学校への就学希望が多いという結果でございました。しかしながら、何年か前でございますので、現在は変わっているかもわかりません。

また、過去、矢掛町の教育委員と組合の教育委員とで、この問題で意見交換をしたこともございます。もちろん、小北中での組合委員会でもですね、このことにつきましては、度々、意見交換してまいっております。アンケート調査以外では、平成28年11月の小田地区町政懇談会で、地元の要望もございまして、2回行ないましたアンケート結果についての御報告をさせていただきました。

私は、矢掛町の子どもは、基本的には矢掛中学校に通うのが本当であろうと考えますけれども、長い歴史の中で培われてきました住民感情、保護者の意識もあるでしょうし、とにかく保護者や地域住民の思いを大切にしながら、今後、粘り強く取り組んでいかなければならないと考えております。と同時に、町長部局とも連携しながら決定すべき、決断すべき時には決断すべきであろうというふうにも考えておるところでございます。

次に、御質問の部活動についてでございますけれども、本年8月末、小田小学校の卒業生で、部活動の関係で矢掛中学校に通学している生徒の状況は、サッカー部が3名、バスケットボール部が1名の合計4名でございます。

以上、回答とさせていただきます、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 川上君。

○7番（川上淳司君） 再質問させていただきます。先ほどのお話で、やっぱり組合議会では議決できないことはとても残念です。また、現在、小北中学校は、各学年1クラスで、教科の先生は、掛け持ちをされていると聞きます。他にも生徒数が少ないことで、さまざまな弊害が出ていると聞きます。そして、今回の質問は、今後、矢掛町が矢掛高校支援でさまざまな施策を実行されることと思いますが、その上で中学校の生徒に対して、平等を保つ必要があります。その際に、2つの中学校では困りませんか。先ほど、田中議員からもでたと思いますが、給付型奨学金等の支援の中で、ある程度不条理がでてくるんじゃないかと思っております。

また、成人式においても2つの中学校での成人式になっていて、私は、違和感を感じております。クリアする点は、多くありますが、そろそろ決断の時期が来ていると思います。町長、お考えをお示してください。

○議長（花川大志君） 町長。

○町長（山野通彦君） この小北問題は、ちょっと珍しい質問だというふうに思いますが、思い切った質問でございますが、まだ、今の時点で組合が、脱退が、どうかということに関しては全く考えておりません。と言いますのはですね、私のスタンスから言わせば、どの分野もやっても同じですけど、まず、この分野は、教育委員会、ここがですね、しっかり分析をしてですね、どういう方向性かというのを出す必要があるというふうに思います。そういう中で、プロセスになってくるんですけど、常識的にはその状況をみながら、私のスタンスから言わせば、私なりに住民の意向を踏まえ、当然、議会と協議して、そして、結論がでていくというふうに思ってますので、まだ、この案件については議会側とも協議したことはありません。ということは、今、教育委員会にみていただいてですね、今、回答があったように、原則わかるものですね、粘り強くやっていかないとやいけん案件だということですが、まあそれは、そのとおりだろうと思うんですね。案件をみるときに、二色ある、一つは、小北中間問題の小田の子どもをどうするかという見方が一つと、今、議員が言われますように、矢高問題がなった時には、全町の中学校の在り方がどうかというのは、これは当然、論戦になります。そういうことは、どちらも、各論でいえば重要なんで、私から言わせば、トータルの中でどうするべきか、ということでございますので、その点については、今、教育委員会の調査が十分かどうか、かなり数年前の資料を言ったと思いますけど、もう少し丁寧にですね、変化が起きてくる、そういう中で、どういう変化が起きてくるのかなか、やはりどうしてもですね、父兄、そしてまた、地域の人は慎重にしなければならないというふうに思っております。

私なりに、把握している案件から言わせばですね、それぞれの市町が結論を出していくということが重要であるということでございますので、私の立場から言わせば、笠岡市長の方へ、多少雰囲気を感じたことがあります。非常に消極的である、どっちなかえば今のままが良いという雰囲気が強かった。

それと、最近、笠岡市自体が統合問題を新聞で見られとると思っておりますが、どうしても北川は対象外になっているような感じもいたします。それは、詰め切れませんが、どういう考えかなかなか分からない、絶えず小北と北川小学校というのは計画から外れとるようなイメージもあります、いうことは、今のままを持続していく考えがあるのかなあとは想像では分かります。

しかしながら、町の判断となればですね、しっかりと動向を分析してですね、あるべき姿、タイミングですね、これをきちっと捉える必要があるというふうに思っております。

議員のこの時点でですね、離脱がどうかということについては、まだ、ちょっと時期尚早ですね、ですから御理解いただいて、議会側の意見もですね、十分聞きながら、地元の意見も聞きながら、やっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その辺の分析資料ですね、等々もしっかりと教育委員会にも指示したいし、お互いが思ってるイメージがですね、出来上がる時点が、どっかでは当然、議会の何かなけりゃできませんので、協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 川上君。

○7番（川上淳司君） 今回、私が調べた中で、組合立中学校が全国29校あるそうです。岡山県の中

では、唯一1校、小北中学校があるようです。しかしながら、もう近い将来、必ず離脱は必要になってきますので、もうそろそろ、お考えになられた方がいんじゃないかなというふうなことと併せて、先ほど町長もふれられましたけど、矢高支援をやっていく上では、当然平等性をとっていく上で、矢掛町の生徒が矢掛に住んでいる、矢掛の学校に来ている、という状態を、重要視していきたいと思っておりますし、今回のことで回答を受けて、皆さんも分かっていたくようなために一般質問した訳でして、今回の質問が前進していくことを祈念しまして、簡単ではありますが以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長（花川大志君） 次に3番、原田秀史君をお願いします。原田君。

〇3番（原田秀史君） 議席3番の原田でございます。

まず、矢掛高校軟式野球部が、先月、兵庫県で行われました全国高校軟式野球選手権に5年ぶりに出場しまして、初戦を突破し、見事ベスト8に輝きました。このことは、矢掛町民に大きな喜びと力をいただきました。この場をお借りしまして部員の皆さんの検討を称えると共に、茨城国体での活躍をお祈りいたします。

それでは、通告にしたがいまして、公共施設の活用ということで、1点目といたしまして、旧矢掛商業高校の跡地の活用について、2点目といたしまして、認定子ども園移行後の美川・山田・川面幼稚園の跡地の活用について、それぞれ、早期に効率的な活用を進める観点から質問をいたします。

まず、1点目の矢掛商業高校の跡地の活用についてですが、平成18年3月に県立矢掛商業高等学校が閉校し、翌年3月に岡山県より矢掛町が学校施設の譲渡及び敷地を購入し、平成19年6月の矢掛町議会で普通財産の無償貸付けについてを議決し、同年8月に福祉専門学校の設立代表者と条件付き町有財産使用貸借契約を締結しましたが、開校には至りませんでした。そして、その後の平成27年4月からは、一般社団法人バートインターナショナルが防災訓練の施設として使用していましたが、平成30年2月に撤退し、本年4月から、一般財団法人のDMOが事務所として旧校舎の一部を使用し、現在に至っています。こうした経緯の中で、学校施設である跡地の有効利用について研究、検討するために設置されます、岡山県立矢掛商業高校学校跡地利用検討委員会の設置経緯とその検討内容について、次に、現在、旧校舎の一部をDMOが事務所として使用していますが、今後もこのように個別利用にするのか、又は以前バートが使用したように一括利用にするのか。また、現在に至るまでに個人・団体等からの問い合わせがあったのかどうか。

次に、旧校舎の一部は使用可能のようですが、他の旧校舎及び体育館は使用形態による内装等は別にして、即時の使用が可能なのかどうかと、使用できないのであればその理由と使用可能にするための改修費はいくらかかるのか。

続きまして2点目の認定子ども園移行後の美川・山田・川面各幼稚園の跡地の活用についてですが、このことにつきましては、現在、園児達がまだ通園しているなかでの、時期尚早とは思いましたが、冒頭申し上げました観点から敢えて質問をいたします。関係者の皆様には御理解をいただきたいと思ます。

さて、令和2年4月から認定子ども園が開園し、美川・山田・川面の各幼稚園も来年の3月を以って、園としての役割は終わりますが、施設はそれから先も残ります。現在の園舎は、美川幼稚園が平成3年から29年間、山田幼稚園は昭和61年から32年間、川面幼稚園は平成8年から24年間、地域の皆様との関わり合いの中で、幼児教育及び地域の拠点施設として歩んできました。こうした地域の方々の

思いのあるこの施設を今後、地域の中で有効に活用していくことは地域の人々にとって、とても大事なことはないかと考えます。

そこで、次のことについて質問をいたします。まず、3園の跡地の利用計画はどのようになっているのか。また、それぞれの跡地の利活用にあたっては、各々、地域からの要望、意見等は聞いているのか。そして、3園の施設に係る年間の維持管理費はいくら位なのかお聞きいたします。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 3番、原田議員さんの1点目、旧矢掛商業高校跡地の活用について、総務企画課からお答えをさせていただきます。

1点目の跡地利用検討委員会での過去の検討経過でございます。平成18年3月に矢掛商業高校が学校再編によりまして、統合、閉校になりました。平成18年12月に跡地利用検討委員会が開催され、福祉関連の専門学校誘致についての検討を行っております。御承知のとおり、この専門学校については、計画廃止になっております。その後、平成24年7月に、跡地利用の意見を聞く会を開催しております。それまでに寄せられていた活用計画の情報を自治協議会、教育委員、女性連絡協議会、商工会など町内の各種団体等の代表者へ説明を行い、平成24年8月には参加した委員から活用案を自由に提案をいただき、町内団体の活動拠点、企業誘致などの多数の御意見をいただいております。

2点目の施設の一括利用、問い合わせ状況についてでございます。現在、矢掛町観光交流推進機構の事務所として、管理棟施設の1階の1室を利用いたしております。これは、旧矢掛商業跡地の利用につきましては、県との変更契約により、産業関連施設又は地域振興施設の指定用途に供するものとしておりまして、地域産業振興に資する事業の用に利用する場合には使用可能であるということからでございます。

跡地利用につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えており、施設を一括利用するのか、個別利用するのかということにつきましては、現時点では未定でございます。

また、利用希望の問い合わせがあるのかという御質問でございますが、お問い合わせはございますが、施設利用というところまでには、今のところ至っておりません。

次に、体育館、旧校舎の利用でございます。体育館、旧校舎とも消火栓設備について水道管の老朽化によりまして、機能しないという状況になっております。消防法上、恒常的な全館使用が出来ない状況になっております。旧校舎については、1階部分のみなど使用面積を限定して、消火器を備えることによって消防法上使用は可能ということでございます。体育館につきましては、一定の条件の中で1日に限って使用するとかいうことは可能ですが、恒常的な使用は認められないと、消防署から御指摘をいただいております。旧校舎、体育館を使用するにあたっては、消火栓設備が使用できる状態にならないと全館での使用はできない状況です。改修経費の御質問でございますが、現状の水道管の状態を調査しないと詳細は不明でございますが、概算見積では数百万円単位の経費が掛かるものというふうに思われています。以上でございます。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 3番、原田議員さんからの、公共施設の活用についての2つ目の御質問、認定こども園移行後の美川・山田・川面幼稚園の跡地活用に関しまして、幼稚園を管轄しております教育課からお答えをいたします。

まず、美川・山田・川面幼稚園跡地の利用計画についてでございます。利用計画そのものは策定してありませんが、現在、役場内で、町長、副町長、教育長、そして関係課の間で、協議の場を複数回持つており、活用法についてのアイデアを出し検討を重ねているところでございます。続いて、地域の要望、意見は聞いたのかという御質問ですが、広く活用方法を募るといった方法はしていません。必要に応じて、関係機関への意見聴取は行っているところでございます。

最後に、3園の施設に係る年間の維持管理費についてでございますが、光熱水費、清掃委託、植栽管理、警備保障委託、補修修繕等、維持管理に係る費用は、平成30年度実績で約200万となっております。いずれにせよ、長年幼稚園として活用してきた立派な施設でございます。当面は、児童関連の施設として、有効活用できるよう検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（花川大志君） 原田君。

○3番（原田秀史君） それぞれにつきまして、担当課長より答弁をいただきましたが、その中で、何点かお伺いをいたします。

1点目の旧矢掛商業高校の跡地の活用についてですが、まず検討委員会の設置の経緯と検討内容ですが、平成24年7月に行われました、跡地利用の意見を聞く会で説明した活用案は誰からのもので、どのようなものだったのか。また、その年の8月に行われた検討委員会では、町内団体の活動拠点、また、企業誘致等の意見が出されたとのことですが、その他の意見、提案はなかったのか。そして、それらの提案が、何故、採用、実現されなかったのか。

次に、一括利用か個別利用かは現時点では、未定とのことという中で、管理棟施設の1階の1室を県との産業関連施設又は地域振興施設の指定用途に供する者という契約の縛りのなかで、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構が事務所として使用しているようでございますが、これは将来的な個別利用を前提にしたものかどうか。また、この指定用途は、今後、他の用途、例えば当初の指定用途であった、文教施設への変更は可能なのか。

次に、体育館、旧校舎とも消火設備が機能しないため、消防法上使用できないが、条件付きでの使用は可能とのことですが、今後、両施設が条件なしで全面的に使用できるようにするための改修計画はあるのか。

続きまして、認定こども園移行後の美川・山田・川面幼稚園の跡地の活用についてですが、利用計画については策定していないが、役場内の関係者と協議を重ねている。また、地域の要望、意見は聞いていないが必要に応じて、関係機関の意見は聞いているとの答弁でしたが、今後、地域の方を含めた、検討委員会的なものの設置は考えているのかどうか。

また、関係機関への意見聴取はどこへのもので、どういった内容のものか。以上、再質問をいたします。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） それでは、再質問にお答えします。

1点目の平成24年7月の意見を聞く会での活用案ということでございますが、3件ございました。

1つ目がオートバイレスキュー隊の常設拠点としての利用ということで、こちらは、バートインターナショナルの提案でございます。

2つ目に、肖像画美術館として、アトリエ、展示場などに活用するというもので、町にゆかりのある方からの提案でございます。

3つ目に、染色教室、柿渋染めの教室や染色常設展示場として利用するというもので、県内在住の染色家からの提案でございます。

また、8月の意見を聞く会でどのような意見があったか、ということですが、先ほど申し上げました3つの提案への意見をお伺いしたと。それから、出席した方々が考える利用案を、それぞれ伺ったところ。例えば矢掛高校の学生寮、町内のサークル・団体等の交流や生涯学習の場、教育的研修施設、福祉・教育関連の企業誘致などの活用案の発表をいただきましたが、具体的な団体や事業内容などの提案ということはありませんでした。

次に、文教施設としての施設利用はできないのか、ということですが、もともと文教施設という用途で県から譲渡されたものでございます。入居する団体の事業内容に合致するよう、県との協議によってそれぞれ用途変更を行っております。このため、文教施設としての活用に戻すことはできるということでございます。

また、観光交流推進機構の事務所としての利用でございます、将来的な個別利用を前提したというものではなく、町が進めている賑わいのまちづくりに連携をして事業展開をしており、産業振興・地域振興の用に供することから利用をしているというところでございます。

次に、施設の改修計画とということですが、今の段階では一括利用か、個別利用か、また、改修計画などの今後の方針につきましては未定でございます。以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 教育課長。

○教育課長（松嶋良治君） 2つ目の再質問にお答えします。今後、利活用に関する検討委員会的なものを設置する予定はあるのか、という質問ですが、先ほど申しましたように、現に、役場の中で協議の場を設けて会議を行っておりますので、基本的にはその枠組みで検討していきたいと考えております。

どういったところへの意見聴取かということですが、幼稚園が就学前教育に関する施設でありましたので、これまでは、子育てに携わっておられる関係者や、子育て世代のお母さん方に意見をお聴きしております。以上、よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 原田君。

○3番（原田秀史君） 担当課長より答弁をいただきましたが、まず、1点目の旧矢掛商業高校の跡地の活用についてですが。先ほどの答弁では、検討委員会等での提案、意見は文教施設としての個別利用が多数であったが具体的な事業内容の提案、団体もなく、施設の使用には至らなかった。また、用途の変更については、使用する団体の事業内容に応じた用途変更は可能である。そして、矢掛町観光交流推進機構の使用については、個別利用を前提にしたものでなく、現時点では利用形態、改修計画についても未定だといった趣旨の内容であったかと思えます。

この旧矢掛商業高校の跡地は矢掛町の中心部にありまして、立地条件も良く、建物は耐震補強工事もなされ、部屋数も多く、また、剣道、柔道場及び事務室を併設した体育館もあり、多様な利活用の仕方があると思えます。

第6次矢掛町振興計画書を見ますと、その中に子育て環境の充実という事で、地域における子育て支援の強化の具体的な取り組みといたしまして、児童館の建設と子どもの遊び場づくり、体験活動の場の

充実と明記してありましたが、残念ながら児童館の建設は中止になっております。一昨年でしたか、小さなお子さんを持つ子育て世代の10人位のお母さん方とお話をする機会がありましたが、その時の話の中に、「矢掛には、室内で子どもを遊ばせながらお母さん同士で話せる広いスペースのある場所がないので、今は真備町のマービーに行っているけど矢掛にもそうした場所が欲しいよね。」という話をお伺いしたことがあります。

これらの施設を活用し、こうした子育て世代のお母さん方が集まり、子どもの遊びを目の届く範囲の中で見守りながら、親同士が子育てのこととか家庭のことなどの情報交換をし、交流できる屋内施設を作れば、振興計画に掲げてあります、子育て環境の充実という面で、子育て支援の大きな柱の一つになるのではないのでしょうか。

また、矢掛の市街地の町西、町東ブロックには、12の自治会がありますが、公会堂的なものは3か所にしかありません。旧校舎の教室を公会堂として使用できれば、距離等の問題もあり、全部の自治会が使用しないかも分かりませんが、利用を希望する自治会もあるのではないかと思います。

こうしたことにより、振興計画にあります、コミュニティ施設の整備・充実が図れますし、この旧校舎は大体24畳位で、各階にトイレ、水道もありますから、災害時に避難所として活用すれば、避難所でのプライバシー保持やトイレ不足の問題と暑さ対策にもある程度の対応できる避難所として利用できるのではないかと思います。

更に、体育館に関しましても、平成30年度の海洋センターの体育館アリーナの利用状況を見てみますと年間1,023件、10,831人の方が利用し、空いている日がないのが現状であります。

私事で大変恐縮ですが、ママさんバレーボールチームの監督をしております、老体に鞭を打ちながら練習に行きますが、体育館の予約が取れず、練習のできない日が今年も何日もありました。また、矢掛中学校ではバレーボール部、バスケットボール部、バトミントン部の各部の男女が体育館で部活動をしているようですが、バレーボール部につきましては、他の部活動と重なり、川面の海洋センターの体育館まで行く日が、週何日かあると聞いております。矢掛高校にしても然りです。こうしたことは、旧矢掛商業高校の体育館が使用できれば解決できることと思います。こうしたことにより、何回も言いますが、振興計画に掲げてあります、子どもから大人まで、高齢者や障害者等を含めた、より多くの人々が参加することができる大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場の提供ということに合致するものではないのでしょうか。

このようなことは、私が聞いたこと、感じたことでありますが、インターネット上に掲載されていた矢掛高校サーモンチェックという誌面には、小さな子どもからお年寄りを対象に、旧矢掛商業高校の校舎、体育館、グラウンドを利用し、学力の向上、子育て支援、少子化対策、地域の人々の交流等とおした町の活性化を目的に、旧矢掛商業高校の跡地を、矢掛学習センターとして活用し、矢掛を教育の町にしようという、高校生の視点からの提案があるのを見ました。この他にも、先ほどの答弁にもありましたように多くの意見、要望や提案が町民、団体の方々からあったということは、この施設の利用に関する関心は、大変大きなものがあると思います。建物は人が入らず使用しないと老朽化が進み、使おうと思った時には既に遅しということもあります。前段でも言いましたが、矢掛の中心部にあり、立地条件もよく、多目的な利用が可能な施設であり、多くの町民及び矢掛商業高校の卒業生の方々もこの施設が違った形で蘇ることを願っておられるのではないかと思います。これからもさまざまな意見、要

望を聞き、跡地利用検討委員会で研究、検討を重ねていただきまして、できるだけ早い時期に先ほど言ったような形での跡地の利用ができるようにしていただきたいと思います。

また、そうすることによりまして、矢掛町の掲げております、賑わいのまちづくりを進めていく上でも大きな推進力となり、増々の矢掛町の活性化にも寄与するものと思います。数々の課題があるとは思いますが、行政執行部の英断をいただくことを願ひましてこの質問は終わります。

続きまして2点目の認定こども園移行後の美川・山田・川面幼稚園の跡地の活用についてですが、検討委員会の設置については役場内の関係者のみで協議をするので考えていない。また、子育て世代のお母さん方や関係者の意見を聞いたという答弁でしたが、平成29年8月に行われた幼稚園統廃合説明会では、地域から幼稚園が無くなることにより、その地域が疲弊していくことへの危機感がある等の意見も出た地区があったと聞いております。そうしたことを考えますと、当然、跡地の活用については、各々の地域でそれぞれの考え、構想があると思います。施設を含めた跡地の活用に関しては役場の内部だけではなく、やはり、地域のさまざまな年代の意見、要望を集約した、地域の代表者の方と町との協議が必要ではないかと思ひます。

跡地の利用については、既に話の遡上に上がっている地区もあると聞いています。施設を含めた跡地を存続させ、その地域が利用することになれば、先ほどもお聞きしましたが維持管理をするための経費や使用に関する事など、さまざまなことについて利用する側との協議が必要不可欠ではないかと思ひます。

来年の4月から時間的なロスがなく効率よく利用でき、協議不足による問題を発生させないためにも、地域との協議を行うことを指摘をいたしまして、この質問を含めすべての質問を終了、終わりたいと思ひます。

○議長（花川大志君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、昼食の時間が近づいております。しかし、このまま一般質問を続けたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よってこのまま、一般質問を続けます。

○議長（花川大志君） 次に9番、浅野 毅君をお願いします。浅野君。

○9番（浅野 毅君） 9番議員、浅野でございます。

本日は2点、サウンディング型市場調査についてと、町道・里道についての質問をさせていただきます。まず、サウンディング型の市場調査について簡単に内容を申し上げます。8月2日の地元の新聞に吉備高原都市5か所、未利用地活用へ市場調査という記事が掲載されておりました。簡単に説明いたしますと、県有地の有効活用に民間事業者から意見や提案を聞く、サウンディング型市場調査を進めているというものです。それとですね、また、国土交通省がですね、昨年6月4日プレスリリースによりますと、地方公共団体による官民連携事業において、民間事業者が参加しやすい公募を行うためには、事業発案段階や事業化検討段階において、地方公共団体が民間事業者意見や提案などを求め、民間事業者との対話を通じて、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集を行う、サウンディング型市場調査が有効であると国交省が言っております。

つまり、土地の活用や施設整備など事業化する前に民間と対話することで条件の設定など効果的な事業の実施につながるといわれており、全国の自治体では平成27年度で2件採用しておりましたが、平成30年度では269件に増加しております。

少し例を挙げますと、千葉県の流山市、これは、南流山センター等の大規模改造事業に係る市場調査、あるいは札幌市では、上野幌西小学校の跡地活用にする、どうゆうふうを活用するかというサウンディング型市場調査、もうひとつ、埼玉県の所沢市は、東所沢公園サウンディング型市場調査等々がございます。

県内では、これも地元の新聞の情報ですが、津山市と玉野市が導入しておるようです。先ほど述べましたが、国土交通省でも昨年6月に自治体担当者向けの手引書を出していることから、今後の検討の余地があると思います。

当町では、先ほどお話がありましたが、矢掛商業跡の利用、あるいは幼稚園の活用方法、あるいは、道の駅等、サウンディング型市場調査を利用したらと思いますが、町の見解を問います。

○議長（花川大志君） 総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君） 9番議員さん、浅野議員さんの、サウンディング型市場調査についての御質問に、総務企画課からお答えさせていただきます。

御提案のありましたサウンディング型市場調査でございますが、近年、地方自治体でこの取り組みが用いられはじめておまして、少しずつ増えておりますが、本町では実施したことはございません。

この調査は、公有地や公有施設の有効活用に向けた検討にあたり、実際の事業者公募を行うための初期段階として、前段階として利用、活用方法などを民間事業者との対話により意見、提案を求めて、情報収集することを目的とした手法というふうに定義をされております。

これにより、行政内部だけで活用方法や公募条件を設定するよりも、民間事業者の参入意欲と市場性を把握できる方法として採用されるケースが増えてきております。

具体的な流れといたしましては、調査のための実施要領を作成し公表いたします。続いて、応募してきた民間事業者への説明会などを経まして、活用に関する提案書の提出を求めまして、その提案書をもとに各応募事業者との対話を実施いたしまして、結果を公表するというものでございます。この対話に要します費用は応募事業者の負担ということで、また、対話参加者への対価、結果に対する報酬等も提供しないという面でコスト的なメリットがあるという一方で、応募事業者から得たアイデアやノウハウは、事業者名を非公開とするという中で保護しなければいけないと、実施するうえで一定の注意が必要ということにもなっております。

また、応募事業者側のメリットといたしましては、事業者公募の前段階での情報提供が得られることや、対話の中で提案した意見が事業化の際に採用されうることが挙げられます。自治体側のメリットといたしましては、早い段階で市場性を確認することで幅広い検討が可能になること、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した検討及び公募条件の策定ができるなどが挙げられております。いずれにいたしましても、公共施設の利活用を図る上で有効で、新たな検討手段の1つといえるかと思っております。

今後、先進事例なども研究する中で実施の有効性を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） ありがとうございます。先ほど説明をしていただきましたが、ただ1つ懸念もこのサウンディング型にはあるんだそうです。これは、公平性の可不を聞き取った民間事業者のアイデアの取り扱いに注意が必要で、こういうメリットもありますが、総体的にこういう方向に進むのではないかなという思いで、あの質問という形で提案させていただきました。1問目はこれで終わらせていた

だきます。

2番目の、町道・里道等についてということで質問させていただきます。道路は法律上の定義としまして道路法とか、道路交通法、あるいは、建築基準法、土地改良法、森林法等、いろいろなことで定義をされております。

なかなか、一般には分かりにくいので、生活道路と言われておる町道及び里道について分かりやすく説明をお願いしたいということで、もっと勉強すればいいと言われてれば、それまでですけれども、専門家の言葉をいただきたいということと、特に町道と里道の定義、あるいは、所有者、管理者等の違い、また、整備、維持管理等についてどう違うのかも併せて説明をお願いします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） 9番議員、浅野議員さんの御質問、町道・里道等についての御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

まず、町道・里道の定義でございますが、町道は道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経て認定されたものでございます。矢掛町の町道は第1級、第2級及び第1種、第2種に分類されておりまして、整備や維持管理については町が実施をしております。

続きまして、里道の定義でございますが、里道とは道路法の適用の無い法定外公共物である道路の事でございます。整備や維持管理につきましては地元をお願いをしております、町は整備や維持管理に係る材料の支給による支援を行っております。

また、町道、里道共に所有者は矢掛町でございます。以上でございます。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） 今、概略を説明していただいたんですが、中に専門的に町道は1級、2級という及び第1種、第2種というものが含まれておりますということのお話しもございました。その辺りを、どういうことなのか、ちょっと分かりませんので具体的に分かり易く御説明をお願いします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、浅野議員さんの再質問、町道の種別について建設課よりお答えさせていただきます。町道の第1級及び第2級につきましては、町道のなかでも幹線に位置付けられております。幹線1級及び2級の選定につきましては、昭和55年建設省道路局地方道課長通知によりまして、幹線1級及び2級市町村道の選定についての基準によりまして選定されております。

そして、平成8年に見直しをしております。幹線1級市町村道の基準といたしましては、都市計画された幹線街路、主要集落、概ね50戸以上でございますが、これと密接な関係にある主要集落とを連結する道路など、6項目ございまして、このいずれかに該当する事として選定をされております。

また、幹線2級市町村道におきましては、幹線1級市町村道以上の道路を補完し、幹線道路網の形成に必要な道路、都市計画決定された補助幹線街路など、5項目のいずれかに該当する事として選定をされております。

また、町道第1種につきましては、主要幹線に準ずる集落道路、町道第2種につきましては、その他の道路と条例で定められております。

参考までに申し上げますと、町道第1級は15路線、町道第2級は23路線、町道第1種は702路線、町道第2種は377路線で計1,117路線でございます。また、総延長は約353キロメートルとなっております。以上でございます。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） 具体的に、幹線1級、2級、1種、2種といろいろ説明いただきました。今後、町道なり、里道について、補修とか維持とかいろいろございましょうが、町道については、原則、町の方でやっていただけると、里道につきましては、材料支給で地域の人が原則やるという、大雑把なお話、大雑把じゃないんですけど、お話いただきまして、今後とも、そういうことを踏まえていろいろやらせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上で、通告のありました議員からの一般質問はすべて終了いたしました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会とし、明日5日の午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、次の会議は、明日5日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは、これにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでました。

午後0時10分 散会

令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和元年9月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分  
 (議事) 午前 9時30分  
 (散会) 午前 9時45分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|-----------|------------|
| 1        | 田 中 輝 夫 | 出          | 2        | 高 月 敏 文   | 出          |
| 3        | 原 田 秀 史 | 出          | 4        | 小 塚 郁 夫   | 出          |
| 5        | 石 井 信 行 | 出          | 6        | 山 部 多 喜 夫 | 出          |
| 7        | 川 上 淳 司 | 出          | 8        | 土 田 正 雄   | 出          |
| 9        | 浅 野 毅   | 出          | 10       | 花 川 大 志   | 出          |
| 11       | 山 野 豊 久 | 出          | 12       |           |            |



4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |           |           |         |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二   | 総務企画課長    | 奥 野 隆 俊 |
| 町 民 課 長     | 稲 田 由 紀 子 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産 業 観 光 課 長 | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長   | 渡 邊 孝 一 |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之   | 総務企画課長代理  | 河 上 昌 弘 |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸   | 矢 掛 寮 長   | 西 山 弘 之 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第56号 平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
 議案第57号 平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
 議案第58号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について  
 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- 日程第 2 報告第 3 号 平成 3 0 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 6 2 号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 4 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について  
 議案第 6 5 号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 6 号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 7 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 6 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 7 0 号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 7 1 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 7 2 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第 7 3 号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について
- 日程第 4 議案第 7 4 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について  
 議案第 7 6 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
 議案第 7 7 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 7 8 号 工事請負契約の締結について {新小林住宅建築工事（2 工区）の請負契約の締結}
- 日程第 7 各常任委員会視察報告

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

非常に強い勢力を持つ台風13号は、暴風域を伴って、本日にも沖縄県先島諸島に接近し、九州方面に向け東シナ海を北上する模様です。激甚災害指定が望まれる、佐賀県など九州北部豪雨災害に見舞われた地域に更なる被害が及ばないことを切に祈ります。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

~~~~~

- 日程第1 議案第56号 平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第57号 平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第58号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第59号 平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
議案第60号 平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定について  
議案第61号 平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

**○議長（花川大志君）** 日程第1、議案第56号から議案第61号までの平成30年度各会計決算認定案を一括議題といたします。

議案の説明は既に終わっておりますので、監査委員から決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員、山野豊久君お願いいたします。山野監査委員。

**○11番（山野豊久君）** それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定に基づき審査に付されました、平成30年度矢掛町一般会計及び特別会計、19会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を、去る7月8日から17日までの間、高月監査委員と共に、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計をはじめ、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定にしたがい作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きも適正に処理され、経理は正確、適切に処理されていることを認めたとところであります。

平成30年度一般会計決算額は、対前年度比で、歳入約6億6,800万円の増、歳出約4億4,700万円の増となっております。

歳入では、豪雨災害により増加した財源需要に対し措置された地方交付税の増や、災害救助・災害復旧・被災者支援に対する国県支出金の増等である。また、歳出では、豪雨災害への対応に係る経費に伴う総務費と災害復旧費の増である。

財源については、過疎債などが効率的に活用され、将来設計のもとに措置されており、健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。税及び税外収入については、町民に不公平感が生じないように、引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

今後におきましても、効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました、平成30年度の矢掛町病

院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計、矢掛町下水道事業会計及び井笠地区農業共済事務組合の決算審査は、去る6月25日、7月9日、11日に高月監査委員と共に、関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果、5会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定にしたがって作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は、会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は、期末における事業の財政状況と、年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても、積極的な取り組みが行われ、また、事業運営に必要な資金も留保されていますが、今後においても、中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところでございます。

なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思っております。

以上で、決算審査の結果報告といたします。

**○議長（花川大志君）** 監査委員からの決算審査結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算案件は予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思っております。これに御異議はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第57号、平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第58号、平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第59号、平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第60号、平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第61号、平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 報告第3号 平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（花川大志君） 日程第2、報告第3号、平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○議長（花川大志君） 質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。以上で、報告第3号、平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了します。

~~~~~

日程第3 議案第62号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第63号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第64号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第65号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第66号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第67号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第68号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第69号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第70号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第71号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第72号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第73号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について

**○議長（花川大志君）** 日程第3，議案第62号から議案第73号までの各条例制定案を一括議題といたします。議案の説明は、既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号から議案第73号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに、御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、議案第65号、矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第66号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について、議案第71号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第68号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第69号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第70号、矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第72号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第73号、矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定については、産業福祉常任委員会へ、それぞれ付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第74号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（花川大志君） 日程第4，議案第74号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。既に説明は、終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第74号は、所管の常任委員会である、予算決算常任委員会へ審査をお願いしたらと思います。これに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第75号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第76号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第77号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（花川大志君）** 日程第5，議案第75号から議案第77号までの、補正予算案を一括議題といたします。既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第75号から議案第77号までは、所管の常任委員会である、予算決算常任委員会へ審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第75号，令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第76号，令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号，令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第78号 工事請負契約の締結について {新小林住宅建築工事（2工区）の請負契約の締結}

○議長（花川大志君） 日程第6，議案第78号を議題といたします。既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより、採決を行います。お諮りいたします。議案第78号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号、工事請負契約の締結について〔新小林住宅建築工事（2工区）の請負契約の締結〕は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第7 各常任委員会視察報告

**○議長（花川大志君）** 日程第7、各常任委員会視察報告を行います。本件につきましては、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報広聴常任委員会からそれぞれ報告書が提出され、お手許へ配付のとおりであります。

今回から、故高岡一万前議長が推進された、議会改革の一環として、それぞれの委員会視察参加議員全員が復命報告書を作成しております。

視察内容の検証と他の議員との情報共有を図り、以って、行政施策全般に対する知見を高めることとしております。議員各自、御検討をお願いいたします。

本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は17日火曜日、午前9時30分から再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会とし、9月17日火曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため、各常任委員会が次の日程で開催されます。総務文教常任委員会が、6日金曜日午前9時30分から、産業福祉常任委員会が、同じく6日金曜日午後1時30分から、予算決算常任委員会は、9日月曜日午後1時30分から、そして、10日火曜日、11日水曜日、12日木曜日、いずれも午前9時30分から、それぞれ議会全員協議室で開催されます。関係者の皆さんには、御出席をお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前9時45分 散会

令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和元年9月17日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (閉会) 午前10時 7分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	川 上 淳 司	出	8	土 田 正 雄	出
9	浅 野 毅	出	10	花 川 大 志	出
11	山 野 豊 久	出	12		



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	奥 野 隆 俊
町 民 課 長	稲 田 由 紀 子	保健福祉課長	小 川 公 一
産 業 観 光 課 長	妹 尾 一 正	建 設 課 長	渡 邊 孝 一
上 下 水 道 課 長	平 井 勝 志	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	河 上 昌 弘
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸	矢 掛 寮 長	西 山 弘 之

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第56号 平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
 議案第57号 平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について

- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- 報告第 3 号 平成 3 0 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 議案第 6 2 号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 4 号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第 6 5 号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 0 号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 1 号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 2 号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 3 号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について
- 議案第 7 4 号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 7 5 号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 6 号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 7 号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第2 議案第79号 工事請負変更契約の締結について {新小林住宅建築工事 (2工区) の請負
変更契約の締結}

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。

一昨日、東京2020オリンピックのマラソン代表を一発選考する競技大会、MGC、マラソン・グランド・チャンピオン・シップが行われました。この選考会で、地元岡山県の実業団選手、前田穂南さんが優勝し、栄えある東京オリンピック、マラソン女子代表に内定いたしました。

全世界が注目する大舞台で、凜とした力強さ、そして、気高く、美しい走りを期待しつつ、本日矢掛町議会も気高く美しく、議案の決議に臨みたいと思います。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第56号 平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第57号 平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第58号 平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第59号 平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第60号 平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 議案第61号 平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について
- 報告第3号 平成30年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 議案第62号 矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第63号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第64号 矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 議案第65号 矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第66号 矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第67号 矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第68号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第69号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第71号 矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第72号 矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第73号 矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について

議案第74号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第75号 令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第76号 令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第77号 令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第2 議案第79号 工事請負変更契約の締結について {新小林住宅建築工事（2工区）の請負変更契約の締結}

○議長（花川大志君） 日程第1，議案第56号から議案第77号までを一括議題とし，委員長報告を行います。これらは，去る5日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了しておりますので，それぞれの常任委員長から，審査の概要を報告していただきます。

報告の順は，総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順をお願いいたします。

それでは，まず，総務文教常任委員長，高月敏文君お願いいたします。

○2番（高月敏文君） それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る，9月5日の本会議において付託を受けました，議案第62号，矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第63号，公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第64号，矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について，議案第65号，矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について，議案第66号，矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第67号，矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について，議案第71号，矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての，7件について，9月6日，総務文教常任委員会を開催し，全委員出席のもと，条例制定について，副町長以下関係職員の説明を聴取しながら，慎重に審査いたしました。

まず，議案第62号の審査では，手続きと手数料に関して等についての質疑・応答がありましたが，審査の結果，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第63号の審査では，審査の結果，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に，議案第64号の審査では，施行期日について，会計年度任用職員の制度そのものに関する質疑・応答がなされました。また，病院や認定こども園の職員に関する質疑・応答がなされましたが，審査の結果，内容そのものに異議を唱える者はなく，全会一致で了といたしました。

次に、議案第65号の審査では、改正の趣旨説明についての質疑・応答がなされました。審査結果を保留する委員もおりましたが、委員会としては了といたしました。

次に、議案第66号の審査では、施行日に関する質疑・応答がなされましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第67号の審査では、「活用には無理がある。」という意見や「活用は必要だ。」という意見も出されましたが、審査結果を保留する委員もおりましたが、委員会としては了といたしました。

次に、議案第71号の審査では、現場の対応についての質疑・応答がなされましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 続いて、産業福祉常任委員長、土田正雄君お願いいたします。土田君。

○8番（土田正雄君） それでは、命によりまして、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る、9月5日の本会議において付託を受けました、議案第68号から議案第70号、同じく議案第72号から議案第73号までの5件について9月6日、産業福祉常任委員会を開催し、全員出席のもと、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過と結果について報告いたします。

まず、議案第68号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、法律・条例等の主旨と保育士確保の状況などについての質疑応答があり、採決の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第69号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、審査会の設置要項などについての質疑応答があり、採決の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第70号、矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、占用料金は埋設した場合には現在と比較してどうなるのか、また、エリアについての質疑応答があり、採決の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第72号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、町内外の指定業者の受注件数などについての質疑応答があり、採決の結果、全会一致で了といたしました。

次に、議案第73号矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定については、育成牧場の跡地利用などについての質疑応答があり、採決の結果、全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） 続いて、予算決算常任委員長、浅野 毅君お願いいたします。浅野君。

○9番（浅野 毅君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る9月5日の本会議において付託を受けました、議案第56号の、平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定並びに議案第57号から議案第61号の、平成30年度病院事業、老人保健施設事業、水道事業、下水道事業、農業共済事業の各公営企業会計等の決算認定案件5件と、議案第74号の、過疎計画の変更案件1件と議案第75号から議案第77号補正予算案件3件の審査のため、今月9

日から12日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、1名欠席のもと、町長、教育長、病院管理者のほか、関係職員の説明を聴取しながら、慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして、御報告いたします。

審査の順に、まず公営企業会計決算についてでございますが、病院事業会計につきましては、未収金、患者輸送車、看護師の状況、キャッシュフローについてなどの質疑応答をしたところであります。

老人保健施設事業会計では、介護職員の状況、有価証券、洗濯物の対応などに関する質疑応答が行われました。

次に、水道事業会計では、矢掛町水道事業、広域合併排水管の状況、長期前受金などの質疑応答を行いました。

次に、下水道事業会計では、汚泥処理、起債対応、MICS事業などの質疑応答を行いました。

次に、農業共済事業会計では、保険の加入者などの質疑応答を行いました。審査の結果、いずれの公営企業会計等につきましても、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、一般会計及び特別会計決算についてであります。一般会計では、事業の状況、実績や成果、今後に向けての課題や取り組み方針、未収金や欠損金など、各分野において、相当数の質疑・応答を行いました。審査の結果、一部の委員からは、決算内容に異議がでましたが、一般会計、特別会計、いずれも、適切、妥当として、おおむねの委員は、原案を了とした次第であります。

次に、議案第74号の過疎計画の変更については、別段質疑はなく、審査の結果、全会一致で、原案を了といたしました。

次に、議案第75号から議案第77号までの補正予算案件についての審査結果でございますが、まず、議案第75号の一般会計補正予算につきましては、堆肥処理対策支援補助費、重点ため池ハザードマップ作成委託費、東京オリンピック、パラリンピックホストタウン事業等についての、質疑・応答がありました。

また、特別会計補正予算では、質疑は特段ありませんでした。審査の結果、委員会として、全会一致で、原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務、事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（花川大志君） それぞれの常任委員会、委員長から、付託案件の審査報告がありました。それでは、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。石井君。

○5番（石井信行君） 議案第56号、平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてこの議案についての反対討論を行いません。平成30年度一般会計歳入歳出決算事項、決算事業別、事項別明細書、歳出の款の6商工費、項の1商工費の目3の観光費、節3の委託料に不要額280万3,706円が挙がっております。予算決算常任委員会での説明では、昨年の9月議会で矢掛屋本館の修理補助と

して1,200万円が削除、修正されたために昨年の6月議会の補正で決まっていた1,800万円だけで、矢掛屋本館の修理が縮小してなされたために、280万円の不要費が出たと説明がありました、ということでした。全くの初耳でした。要は昨年の9月議会で、1,200万円が削除修正されても、昨年の6月議会で、決まった1,800万円の修理費用だけで、280万円余ったわけです。1,520万円で済んだ、済んでいるわけです。あわよくば、1,800万円と削除修正された1,200万円と合わせて、3,000万円のつもりだったのが、実際には1,520万円で出来たということです。

それだけではありません。更に、指定管理者委託料を360万円から700万円に戻し、この30年度の当初予算では、契約どおり半分に減額されていた、指定管理者委託料を、昨年の6月議会の補正ですぐに元の700万円に戻しました。亡くなられた武井副町長が言われていたように、矢掛屋の景気は良くないことを証明しております。その上に、今年度、矢掛屋は矢掛宿から管理を委託された形から、矢掛宿と並んで指定管理者になったけれど、指定管理料はもらわない代わりに利益の半分を寄付で町にあげるだけになります。寄付は任意の行為です。町の施設を預かりながら、町へのお返しを何一つしなくても良い状態になっています。地域未来牽引企業である矢掛屋、実態はシャンテですが、観光振興のメインエンジンだと町長は言われておりますが、いくら公金を注ぎ込んでもどうにもならない状態になっているのではないかと疑わざるを得ません。こんな事を続ければ、続けるほど町財政を破綻に追い込まれることになると思います。これが、反対の第1の理由です。

もう1つは、災害復旧の面です。中川小学校の災害復旧、トイレの便座を温かいものにして欲しいという要望がありました。私も何回も、そのことはいろんな場所で申し上げたんですが、それさえも出来ていないということです。学校のトイレを安心して使えるようにするのは、人権上も当然のことです。これから、寒くなります。あの冷たい便座に座ってトイレを使う身になるべきです。しかし、復旧とは元の形にすること、他の学校との関係もあるからと、これだけの理由で切り捨てて御仕舞いです。これが、本当に被災者に寄り添った復旧対策といえるのか。町費を上乗せしてでも、すぐに直すべきことです。他の市町村ではそのことをやっています。他の学校との関連をいうのなら、他の学校も同時に直せばいいことです。それさえしないで、被災者を励ますとか、被災者に寄り添うとか言えないと思います。

したがって、この決算には反対です。以上、議案第56号について2つの理由で反対しました。反対討論を終わります。

○議長（花川大志君） 浅野君。

○9番（浅野 毅君） 石井議員さんの、反対討論について、賛成という立場で討論をさせていただきます。まず、第1の56条の一般会計特別会計の決算でございますが、これは議員さんも委員会に入っておられまして、詳しい話は執行部の方からお聞きされていると思います。計数的には、監査も通っておりますし、何ら問題は無いと理解しております。それと、中川小学校の便座につきましても、これは希望といたしまして、計数的に補正予算、決算でございますので、これも計数的に何ら問題は無いと理解しております。以上の面から賛成させていただきます。以上です。

○議長（花川大志君） そのほか、討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決を行います。

まず、議案第57号から議案第77号までについて採決を行います。議案第57号、議案第58号、

議案第59号、議案第60号、議案第61号の平成30年度各会計決算認定案件、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号の条例制定案件、議案第74号の計画変更案件、議案第75号、議案第76号、議案第77号の補正予算案件は、それぞれ委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号、平成30年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第58号、平成30年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第59号、平成30年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第60号、平成30年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第61号、平成30年度井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について、議案第62号、矢掛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第63号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第64号、矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、議案第65号、矢掛町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第66号、矢掛町過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第67号、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例制定について、議案第68号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第69号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第70号、矢掛町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第71号、矢掛町都市公園条例の一部を改正する条例制定について、議案第72号、矢掛町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第73号、矢掛町育成牧場設置及び管理に関する条例及び矢掛町乳牛貸付条例を廃止する条例制定について、議案第74号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、議案第75号、令和元年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第76号、令和元年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号、令和元年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、それぞれ原案のとおり、可決決定されました。

次に、反対討論のありました、議案第56号について、採決を行います。

同議案については、委員長報告では、いずれも原案を可とするものでしたが、本案件に対して、先ほど反対・賛成、それぞれ討論がありましたので、ただいまから、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則にしたがって行います。

まず議案第56号、平成30年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、本案件を可とする、諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（花川大志君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第56号は原案のとおり、可決決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第79号 工事請負変更契約の締結について {新小林住宅建築工事（2工区）の請負変更契約の締結}

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。

ただいま、町長より、工事請負変更契約の締結について〔新小林住宅建築工事（2工区）の請負変更契約の締結〕の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔議案書配付〕

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第79号、工事請負変更契約の締結について〔新小林住宅建築工事（2工区）の請負変更契約の締結〕を、議題といたします。町長に、提案理由及び議案の説明を求めます。山野町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第2、それでは、議案第79号、工事請負変更契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。9月5日の本会議で議決いただきました、新小林住宅建築工事（2工区）につきましては、先に契約させていただいております、新小林住宅建築工事と請負業者、工期の一部が重複し、工種が同一であるため、経費の調整対象工事となります。

そのため、新小林住宅建築工事（2工区）の工事に係る諸経費額を調整し、183万7,000円の減額の変更契約の締結について、同意を求めるものでございます。

なお、工事内容に変更はございません。以上、よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長より、議案の提案理由と説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第79号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、議案第79号、工事請負変更契約の締結について〔新小林住宅建築工事（2工区）の請負変更契約の締結〕は、原案のとおり、可決決定することに決しました。以上で、本定例会に提出された議案の採決はすべて終了いたしました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。

したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、また、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

更に、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日を以って第3回矢掛町議会第3回定例会を閉会いたしましたと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。

よって、第3回矢掛町議会第3回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。山野町長。

○町長（山野彦彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年第3回矢掛町議会第3回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました、教育委員会委員の任命に同意を求めることについてのほか、本日追加提案をさせていただきました、工事請負変更契約の締結についての1議案を含め、計25議案につきまして、慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や、御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、先般、関東地方を襲った台風15号による記録的な暴風・豪雨により、建物被害が多く発生し、首都圏では一部冠水し、鉄道等交通機関にも大きな影響を与え、現在も復旧作業が続いております。被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

また、国政におきましては、先般、安倍首相が内閣改造に踏み切り、悪化した日韓関係への対応や日米貿易交渉、10月からの消費税増税、社会保障制度の抜本改革、憲法改正などの政策課題を、安定と挑戦の強力な布陣を整え、突破することができるか、今後の動向について、注視してまいりたいと思います。

最後になりましたが、本年度事業におきましては、今後、ハード・ソフトの両事業の完全執行に努め、引き続き、住民要望に配慮した事業を、職員ともども一致団結し、円滑に進めていく所存でございますので、どうか、議員の皆様方には、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。本日は、大変ありがとうございました。

○議長（花川大志君） 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、10時25分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん並びに関係職員の皆さんは、議会全員協議会室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れさまでした。

午前10時7分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員